

建設水道委員会記録

○開催日時

平成25年3月15日 午前9時59分～午後2時44分

○開催場所

第3委員会室

○出席委員（6人）

委員長 福田 俊一郎
副委員長 小田原 勇次郎
委員 上野 一 誠

委員 橋口 博文
委員 大田 黒博
委員 持原 秀行

○その他の議員

議員 成川 幸太郎
議員 下園 政喜

議員 森 満 晃

○説明のための出席者

建設部長 石澤 一 美
都市計画課長 山下 裕
天辰区画整理推進室長 田代 国 憲
入来区画整理推進室長 川 畑 稔

建築住宅課長 今井 裕 介
主 幹 福島 和 朗
用地課長 山之内 辰 郎

○事務局職員

事務局 長 田上 正 洋
議事グループ長 瀬戸口 健 一

議事グループ員 小島 早智子

○審査事件等

審 査 事 件 等	所 管 課
議案第68号 平成25年度薩摩川内市入来温泉場地区土地地区画整理事業特別会計予算 議案第59号 平成25年度薩摩川内市一般会計予算 (所管事務調査)	入 来 区 画 整 理 推 進 室
議案第52号 薩摩川内市準景観地区条例の制定について 議案第53号 薩摩川内市特別会計条例の一部を改正する条例の制定について 議案第67号 平成25年度薩摩川内市川内駅周辺地区土地地区画整理事業特別会計予算 議案第69号 平成25年度薩摩川内市川内駅周辺地区土地地区画整理事業清算事務特別会計予算 議案第59号 平成25年度薩摩川内市一般会計予算 (所管事務調査)	都 市 計 画 課
議案第66号 平成25年度薩摩川内市天辰第一地区土地地区画整理事業特別会計予算 議案第59号 平成25年度薩摩川内市一般会計予算 (所管事務調査)	天 辰 区 画 整 理 推 進 室
議案第54号 薩摩川内市営住宅等の整備基準を定める条例の制定について 議案第55号 薩摩川内市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について 議案第56号 薩摩川内市一般住宅条例の一部を改正する条例の制定について 議案第59号 平成25年度薩摩川内市一般会計予算 (所管事務調査)	建 築 住 宅 課
議案第59号 平成25年度薩摩川内市一般会計予算 (所管事務調査)	用 地 課

△開 会

○委員長（福田俊一郎）ただいまから、昨日に引き続き建設水道委員会を開会いたします。

昨日の委員会より、全文筆記で会議録を作成することになっておりますので、そのことに留意して発言されますようお願いをいたします。

本日の委員会は、審査日程に基づき、入来区画整理推進室から審査を行います。

ここで、傍聴の取り扱いについて申し上げます。

現在のところ、傍聴の申し出はありませんが、会議の途中で傍聴の申し出がある場合は、委員長において随時許可をいたします。

△入来区画整理推進室の審査

○委員長（福田俊一郎）それでは、入来区画整理推進室の審査に入ります。

△建設部長の概要説明

○委員長（福田俊一郎）まず、当初予算の審査に先立ち、建設部長に概要説明を求めます。

○建設部長（石澤一美）おはようございます。

きょうも、昨日に引き続きまして建設部関係の御審議、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、平成25年度の入来温泉場地区土地区画整理事業について、御説明をさせていただきます。

平成25年度につきましては、これまで同様、宅地の造成や道路築造、建物等の移転補償を行ってまいります。

特に、温泉施設整備地区周辺の建物等の移転補償や、施設整備予定地等、宅地の造成、道路の築造等を重点的に進めていくこととしております。

簡単ですが、以上で説明を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

△議案第68号 平成25年度薩摩川内市入来温泉場地区土地区画整理事業特別会計予算

○委員長（福田俊一郎）それでは、議案第68号平成25年度薩摩川内市入来温泉場地区土地区画整理事業特別会計予算を議題といたします。

当局の補足説明を求めます。

○入来区画整理推進室長（川畑 稔）入来区画でございます。よろしくお願いいたします。

議案第68号平成25年度薩摩川内市入来温泉

場地区土地区画整理事業特別会計予算について、御説明申し上げます。

予算内容につきましては、歳出のほうから御説明申し上げますので、予算調書の297ページをお開きください。

1款1項1目入来温泉場地区土地区画整理事業費は、土地区画整理事業に係る経費であり、4億557万7,000円を計上しております。

経費の主な内容は、一般職4人分の給与費及び建物等補償業務、建築士業務嘱託員の報酬ほか、事業実施に伴う建物等調査業務委託等を500万円、道路築造工事ほか、建物等移転工事の造成工事に1億3,057万3,000円、職員厚生会負担金として3万2,000円、建物等移転補償費に2億3,500万円を計上しております。

次に、同じく297ページの下の方でございます。

2款1項1目長期債償還元金は、入来温泉場地区土地区画整理事業で借り入れた長期債の償還元金に係る経費であり、1億625万9,000円を計上しております。

次に、298ページをお開きください。

2款1項2目長期債償還利子は、入来温泉場地区土地区画整理事業で借り入れた長期債の償還利子であり、1,009万4,000円を計上しております。

次に、歳入について御説明申し上げます。

予算調書の296ページをお開きください。

1番目の1款1項1目事業収入500万円は、保留地処分金を計上しております。

2番目の3款1項1目国庫補助金1億4,410万円は、土地区画整理事業費補助金で、事業に充当される補助率は55%であります。

3番目の4款1項1目一般会計繰入金2億6,080万円は、国庫補助金及び市債の充当額を除いた入来温泉場地区土地区画整理事業費並びに長期債の償還元金及び利子に充当する一般会計からの繰入金であります。

4番目の7款1項1目土地区画整理事業債1億1,200万円は、国庫補助事業に係る合併特例債であり、充当率は95%であります。

5番目の8款1項1目土木使用料3万円は、電柱等の道路占用等に伴う行政財産使用料として収入するものであります。

次に、地方債について御説明いたします。

予算書・予算に関する説明書の315ページをお開きください。

第2表、地方債では、当該土地区画整理事業に伴い合併特例事業債を借り入れることから、地方債の限度額、起債の方法、利率、償還の方法について、表に記載のとおり定めるものであります。

以上で説明を終わりますが、平成25年度の事業概要について、図面にて説明をさせてもらいたいんですが、よろしいでしょうか。

○委員長（福田俊一郎）はい、どうぞ。

○入来区画整理推進室長（川畑 稔）図面につきましては、委員会資料の8ページをごらんください。

それでは、平成25年度の入来温泉場地区の事業概要を説明させていただきたいと思います。

25年度は、新公衆浴場建設のための造成工事がメインでございまして、先ほど部長が説明しましたとおり、道路築造工事並びに造成工事をメインとして進めているところでございます。

現在の進捗状況でございますが、平成25年度2月現在で、事業費66億円に対しまして実施事業費が42億円、約63.6%でございます。

建物移転につきましては、総戸数195戸に対しまして141戸、72.3%完成しております。

それでは、概要を説明させていただきます。

現在、アゼロ湯を解体中でございますが、まず解体後に柴垣湯の周辺の排水対策としまして、3月23日に入札を予定しておりますが、排水路工事をまず行いたいというふうに考えているところでございます。

その後、4月から10月にかけて、6-10号、道路築造工事と書いてあるところなんですが、この部分の土砂を温泉施設周辺のところに搬出するということと、あと地区外に2万8,000立米程度の仮置きをしております。その分の土砂も活用しながら、温泉施設の周辺に搬出して、ある程度の造成を行うというような形を考えております。

それから、同じく仮駐車場周辺の整備を8月から1月の予定で計画を進めているところでございます。

それから、メインのボックスカルバートが、現在、2メートル30角で入っているわけですが、これの分湯、既設の水路の切りかえを行うということで、それにつきましては、梅雨が上がった後

の8月ごろから来年の1月にかけて造成を進めるということで、並行作業で本町通り線と工事を発注していきたいというような形で考えております。

本町通り線につきましては、ある程度でき上がった段階で、10月から3月までかけて整備を進めていくというような形で考えているところでございます。

工区につきましては、大体、今考えているところでは、排水路工事が済みました後、4工区程度で進めていくような形をとろうかというふうに考えているところでございます。

それから、あと補償費1,300万円につきましては、この周辺の温泉管の仮設並びに水道工事等の補償を行う予定と、あと建物補償につきましては、1件、本年度、ホテルふちさきを現在の段階では補償しようということで計画を進めているところでございます。

以上で説明を終わります。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（福田俊一郎）ただいま当局の説明がありました。これより質疑に入ります。

御質疑願います。

○委員（上野一誠）確認ですが、質問も含めてですけれども、水道局で、さきの審査の中で、いよいよ温泉施設の実施設設計等の予算が組まれています。

基本的には、この面的整備が終わらないと、それに実行できないということですので、今、室長のほうからるる本年度の説明を受けました。

そうすると、間違いなく25年度に面的整備は準備できるというふうに理解していいですか。

○入来区画整理推進室長（川畑 稔）現時点では、国の内示が4月に来ますので、現時点の要望額が決定が可能であれば、来年の3月までに完成をする形で進めていきたいということでこちらは事業計画を進めているところでございます。

また、造成計画等につきましても、既に積算もある程度終わらせておきまして、この工程に基づいて事業を進めていくというような形をとらせていただいているところでございます。

以上です。

○委員（上野一誠）現時点では、というのが、非常に不安定要素に聞こえるんですけれども、正直言って、これはいろいろ地域説明では、24年度にはもう完成をしているという状況でしたので、

非常におくれおくれになって、計画の進捗性、計画性のあり方が、財政問題も若干はありましたけれども、そういう意味では、ぜひひとつ区画整理だけの問題ではないので、ぜひそういうところは十分努力をまずお願いしたいということです。

それと、もう1点、今度、補正予算で8,000万円の繰り越しをされましたよね。繰越明許をされましたので、今の室内の職員のかかわりから言って、年間を通して、若干、昨年度とすると事業費も落ちているんですが、十分取り組みとしてはこなしていける状況にあるのかなのか。

繰り越しを含めた形ですと、その分、職員がそれにも携わらないかとなると、果たしてそういう行為からすると、本当に年間を通した予算執行ができるか、それはどうですか。

○入来区画整理推進室長（川畑 稔） 25年度につきましては、建物補償は、24年度とする件数が少ないので、可能だと思います。

ただ、工事につきまして、もう既にある程度積算をしておりますので、発注体制をするということで、今の職員で対応は可能かというふうに考えています。

○委員（上野一誠） 前回は約1億5,000万円の繰り越しがいろいろ委員会でありまして、今回、8,000万円ということになると、非常に懸念をしているので、室長が言うように、そういうことのないようにしっかりやっていただきたいと思います。

それと、本町通り線が主体的に整備をされますので、ここのやっぱり温泉の交通の便、今、取り壊しが始まっているんですが、ここあたりは、温泉に来られる方についての迷惑というか、ならんようにしてほしいんですが、工事が始まると、やっぱりそうは言っていられないところもあるので、そこあたりはどうですかね。

○入来区画整理推進室長（川畑 稔） 工事に対しての温泉客とのトラブルはできるだけ起こらないような形で、各工事を発注した段階で、現場のほうと協議をしながら進めていくということと、仮の通路とか、そういうのもちょっと私らのほうも検討しておりますので、そういうようなトラブルはできるだけ避けるような形で協議を進めていきたいというふうに考えております。

○委員（上野一誠） ぜひひとつ配慮していただ

きたいと思います。

それと、これから盛り土を相当しなければいけませんよね。一応、民間の土地を借りて2万8,000立米だというふうに、今、説明でしたので、今のこの残土というか、これは川内川の河川のそれを使ってためられた土地だというふうに思いますが、十分、この量で足りるんですかね。後々、ずっと柴垣のほうまで積んでいかないかんで、総体的に残土というか、土の問題はどんなふうに理解しておけばいいですか。

○入来区画整理推進室長（川畑 稔） 土につきましては、現段階での2万8,000立米につきましては、それではまだ不足ということで、今後また、現在2万8,000立米仮置き場にある分につきましては、本年度、ある程度処分したいというような形で考えております。

また、今後、足りない分につきましては、各課並びに県とも協議しまして、捨土があるというような箇所があれば、その辺も流用するというふうな方法もありますので、年次計画を立てながら活用するというような形をとらせていただこうかというふうに考えているところでございます。

○委員（上野一誠） 総体で何立米これは見込んでいるの、必要残土というのは。

○入来区画整理推進室長（川畑 稔） 今ちょっと資料がないんですが、8万立米程度は必要かというふうに試算しております。

○委員（上野一誠） 後々、この8万立米を、今、仮に3万立米ぐらいあったとして、5万立米の土地を持ってくるということは、そんな簡単にできるんですか。事業進捗と大きくかわるという懸念から質問するんですが、そこはどうですか。

○建設部長（石澤一美） 今ほど盛り土に必要な5万立米ぐらいのめどはどうかというお話でございます。

今、県とか国も含めて、こういった廃土が出るものの流用について検討する組織がございます。その中で、年度の初めに会議でそういった情報を持ち寄って調整をやるようになっております。

また、この入来温泉場の区画整理事業に必要な盛り土ですけれども、河川事務所が、今、河川の工事に着手しておりまして、大小路のほうに入っているんですけれども、堤防の整備後3年経過したら、土自体は掘削するようになっております。

天大橋の付近につきましては、もうかなり前に

築堤しておりますので、旧堤の撤去というのは可能だというふうに考えていますので、そこあたりの活用ができないのかというのは、今後、協議をやっていききたいというふうに考えております。

○委員（上野一誠）意見・要望ですけれども、とりあえず温泉センターの埋め立て部分については、何とか処理できるというふうに理解ができるんですね。

ですから、後々、いずれにしても、今、3メートル近く上げなきゃいかんので、そうしたときに、やっぱり盛り土が用意できなかったため事業費がこうだということのないように、十分、施工計画に伴った盛り土の確保というのはしていただきたいと思います。

それから、民間を借りての盛り土を確保している場所についても、十分、誠意を持った対応をしていただきたいというふうに思います。やっぱりせっかく借りている人が嫌な思いをせんように、ひとつそのこともお願いしておきます。

あとは、年間を通して十分頑張っていたいていと思うんですが、ほかの事業とうまくやっていけるように連携を図っていただいて事業を進めていただきたいというふうに、意見・要望としてお願いしておきます。

○委員長（福田俊一郎）意見・要望であります。ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福田俊一郎）質疑は尽きたと認めます。

次に、委員外議員の質疑はございませんか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福田俊一郎）質疑はないと認めます。

これより、討論・採決を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福田俊一郎）討論はないと認めます。

これより、採決を行います。

本案を原案のとおり可決すべきものと認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福田俊一郎）御異議ないと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

△議案第59号 平成25年度薩摩川内市一般会計予算

○委員長（福田俊一郎）次に、審査を一時中止してありました議案第59号平成25年度薩摩川内市一般会計予算を議題といたします。

当局の補足説明を求めます。

○入来区画整理推進室長（川畑 稔）議案第59号平成25年度薩摩川内市一般会計予算のうち、入来区画整理推進室にかかわる一般会計予算の歳出について御説明申し上げます。

予算調書の200ページをお開きください。

8款5項3目土地区画整理総務費であります。説明欄をごらんください。

入来温泉場地区土地区画整理事業特別会計に対する繰出金に係る経費であり、事業費は2億6,080万円を計上しております。

以上で説明を終わります。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（福田俊一郎）ただいま当局の説明がありましたが、これより質疑に入ります。

御質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福田俊一郎）質疑はないと認めます。委員外議員の質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福田俊一郎）質疑はないと認めます。ここで、議案第59号一般会計予算の審査を一時中止します。

△所管事務調査

○委員長（福田俊一郎）次に、所管事務調査に入ります。

当局からの報告はありませんか。

○入来区画整理推進室長（川畑 稔）特にございません。

○委員長（福田俊一郎）これより、所管事務に関して質疑に入ります。

御質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福田俊一郎）質疑はないと認めます。次に、委員外議員の質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福田俊一郎）質疑はないと認めます。以上で、入来区画整理推進室を終わります。御苦労さまでした。

△都市計画課の審査

○委員長（福田俊一郎）次に、都市計画課の審査に入ります。

△議案第５２号 薩摩川内市準景観地区条例の制定について

○委員長（福田俊一郎）まず、議案第５２号薩摩川内市準景観地区条例の制定についてを議題といたします。

当局の補足説明を求めます。

○都市計画課長（山下 裕）都市計画課でございます。よろしくお願いいたします。

議案第５２号につきまして御説明申し上げます。

議案つづりその３、５２－１ページをお開きください。

議案第５２号薩摩川内市準景観地区条例の制定についてでございます。

提案理由につきましては、さきの本議会でも御説明いたしましたので、省略させていただきます。

次の５２－２ページから５２－１１ページまでが条例本文となっております、５２－１２ページから５２－１９ページまでが施行規則（案）となっておりますので、あわせて御参照いただければと思っております。

議会資料のほうで内容を説明させていただきますので、議会資料の５ページをお開きください。

１の制定の趣旨でございます。

平成２１年４月から施行しております薩摩川内市景観条例及び薩摩川内市ふるさと景観計画におきまして、景観提案制度を設けております。

現在、景観啓発地区として指定されております長目の浜周辺地区におきまして、地区住民の意識醸成が図られたことを契機として、準景観地区指定提案書が地元、上甕地区コミュニティ協議会より、平成２４年１１月に市長宛に提出されております。

これに伴いまして、長目の浜周辺地区を準景観地区に指定しまして、建築物の建築、それから工作物の建設等及び開発行為等に関しての基準を策定し、市長による認定・許可制度を設けるために、新たに条例を制定するものでございます。

続きまして、２の規制の内容でございますけれども、（１）のところで、準景観地区内における建築物等の規制ということで、アからオまで記載

しております。

アの建築物及び工作物の形態意匠等に係る規制でございますけれども、条例の別表２におきまして、建築物の外壁、屋根の色彩、建築設備などの景観への配慮事項について、規制等の内容を規定しております。

また、別表の３におきましては、柱、物見塔、擁壁など、工作物の高さ制限、景観への配慮事項について、規制等の内容を規定しております。

続きまして、イの建築物及び工作物の計画に関する認定制度でございますけれども、条例第８条におきまして、今、アのところで申しました、建築物及び工作物の形態意匠等が規定に適合するものかどうか、市長に申請しまして、市長の認定が必要となることとしております。

次に、ウの開発行為等に関する規制でございますけれども、条例の別表１におきまして、対象となる開発行為の面積、開発行為を行う際の切り土・盛り土の高さ制限、それから景観への配慮事項等についての規制等の内容を規定しております。

次に、エの開発行為等の計画に関する許可制度でございますが、条例第１２条におきまして、ウのところで申しました、開発行為等が規定に適合するものかどうか、市長に申請し、市長の許可が必要となることとしております。

それから、オの罰則規定でございますが、本条例は、長目の浜の景観を守るということを目的としておりますので、これを担保するため、罰則規定を設けることを記載しております。

内容につきましては、鹿児島地方検察庁との協議を行いまして、了解も得ているところでございます。

続きまして、（２）の施行期日につきましては、平成２５年７月１日としております。

これにつきましては、３月議会で議決が得られましたら、公布のあと、４月から６月の間で、住民、建設業協会等への周知を図るため、住民説明会を開催しまして、平成２５年７月１日付での準景観地区条例の施行及び長目の浜を準景観地区として指定公告を行うこととしております。

なお、５ページの下に、参考ということで記載しておりますけれども、準景観地区と言いますのは、景観区域に準ずるというものではございませんで、準景観地区につきましては、都市計画区域外において、景観の保全を図るために市町村が指

定する区域でありまして、また景観地区につきましては、都市計画区域内において、市街地の良好な景観の形成を図るために、都市計画に定めることができるものと、それぞれ景観法に定義されているものでございます。

議案第52号の説明につきましては、以上でございます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（福田俊一郎）ただいま当局の説明がありました、これより質疑に入ります。

御質疑願います。

○委員（上野一誠）この議案についてどうこうではないんですけれども、この景観地区条例を制定するに当たって、事前に審議会の意見も求めるというふうになっているというふうに思います。その方々の御意見というのは何かありましたかね。

○都市計画課長（山下 裕）景観審議会のほうでは既に了解はいただいております、その中の意見としましては、上甕地区コミの会長も委員として入っていただいているんですが、特に地元としての反対はないと。

何か開発が始まってから慌てるよりも、あらかじめこういう規制をつくっておいて制限をかけておいたほうがいいんじゃないかという意見はいただいています。

それから、あと区域の選定につきましては、鹿児島大学の先生のほうからは、ちょっと範囲として狭いような気がするけれども、景観のコントロールをするという意味では、おおむね妥当な範囲じゃないかということで回答はいただいているところでございます。

○委員（上野一誠）一応、これは意見・要望ですけれども。いろいろ都市計画区域の変更とか、いろんなそういうのも含めてですけれども、やっぱり結果的には、地域の人たちがこの一つの景観条例をつくることによって、やっぱりどういうふうに変わってくるのかということを十分理解していただくということも大事で、きょうの会長も、含めて、そういう御意見ですので、やっぱり住民説明会は十分多くの方が御参加をいただけるような、やっぱりそういう周知のあり方とか、そういうことを努力をしていただくことが、よりこういう景観があるんだというのがわかってもらえる、そういうふうに思いますので、その辺は少し御尽力いただきたいと思います。

意味はわかりますかね。何かあったら。

○都市計画課長（山下 裕）説明会につきましては、まず選定する前に、上甕地区コミ、それから関係自治会への説明会を行っております、それからまた今後、議決が得られましたら、3カ月間という周知期間をとっておりますので、その中で細かく説明してまいりたいと考えております。

○委員長（福田俊一郎）ほかにございませんか。

○委員（小田原勇次郎）1点だけ、委員の共通認識を図るという意味も含めて、ちょっと確認をさせてください。

都市計画区域外で、この準景観地区条例というのは適用される条例なんです、この条例につきましては、あくまでも地域住民の理解を得られた長目の浜に限定する、この別表1・2・3の規制であるという認識であるという部分の確認が1点と、ほかに都市計画区域外のよその地域から、もしうちも準景観区域として規制をかけてくれというような合意形成が図られて、もし規制を図となった場合は、この条例にまた違う、要するに地区ごとの、これはあくまでも別表に今回提案されたのは、長目の浜に限定された規制であるという部分なので、ほかに新たな区域がもし提案があった場合は、新たな規制という形で設定されるという認識でいいのかどうかの確認だけさせていただきます。

○都市計画課長（山下 裕）今回制定する条例につきましては、長目の浜に限定した条例になっております。長目の浜の景観に合わせた別表1・2・3ということで制定しております。

今後、景観啓発地区ということで、入来伝建地区であったり、蘭牟田池であったりございますけれども、そういったところで、また景観地区に指定していただきたいという地元から要請がありましたら、その条例の別表1・2・3を、その地域に合った別表を追加するような形で条例を改正していきたいというふうに考えております。

○委員長（福田俊一郎）質疑は尽きたと認めます。

委員外議員の質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福田俊一郎）質疑はないと認めます。これより、討論・採決を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福田俊一郎）討論はないと認めます。
これより、採決を行います。

本案を原案のとおり可決すべきものと認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福田俊一郎）御異議ないと認めます。
よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

△議案第５３号 薩摩川内市特別会計条例の一部を改正する条例の制定について

○委員長（福田俊一郎）次に、議案第５３号薩摩川内市特別会計条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

当局の補足説明を求めます。

○都市計画課長（山下 裕）議案第５３号につきまして御説明申し上げます。

議会資料のほうで内容を説明させていただきますので、議会資料の６ページをお開きください。

議案第５３号薩摩川内市特別会計条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

１の改正の趣旨でございます。

川内駅周辺地区土地区画整理事業につきましては、現在、換地計画の認可に向けた作業を行っておりまして、全ての換地を確定させる換地処分の通知を平成２５年１０月に予定しております。

換地処分の県知事公告の翌日をもって、換地計画で定めた清算金が確定し、速やかに清算金処理を実施していくことになりますけれども、清算金の徴収及び交付の清算事務に係る歳入歳出につきましては、一般会計と区分して経理する必要がありますので、新たに清算事務特別会計を設置するものでございます。

２の改正の内容でございますけれども、薩摩川内市特別会計条例第２条第１項に、第１０号として、川内駅周辺地区土地区画整理事業清算事務会計を加えるものでございます。

３の施行期日でございますが、附則により、平成２５年４月１日からとしております。

５ページ下に「参考」として、「清算金処理とは」ということで記載しておりますが、土地区画整理事業におきまして、施行後の宅地を従前評価と過不足なく換地することが技術的に困難でございます、換地相互間には不均衡が生じます。この不均衡を是正するためのものでございます。

清算金につきましては、従前の宅地、それから割り当てられた換地の評価額の差額を清算するものでございまして、具体的には、従前の宅地の評価額より換地後の評価額のほうが高い場合には、その差額を清算金として徴収しまして、換地の評価額のほうが低いときには、清算金を交付するというものでございます。

議案第５３号の説明については、以上でございます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（福田俊一郎）ただいま当局の説明がありましたが、これより質疑に入ります。

御質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福田俊一郎）質疑はないと認めます。
次に、委員外議員の質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福田俊一郎）質疑はないと認めます。
これより、討論・採決を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福田俊一郎）討論はないと認めます。
これより、採決を行います。

本案を原案のとおり可決すべきものと認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福田俊一郎）御異議ないと認めます。
よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

△建設部長の概要説明

○委員長（福田俊一郎）次に、当初予算の審査に入ります。

まず、建設部長に概要説明を求めます。

○建設部長（石澤一美）それでは、都市計画課分につきまして御説明いたします。

平成２５年度につきましては、引き続き都市計画区域の見直しに取り組んでまいりますとともに、新規事業として、国道３号御陵下地区の電線等の地中化工事に合わせ、バス停上屋、あるいはベンチ等の設置工事を進めますとともに、甌島航路の発着所新設や消防庁舎移転等に伴います公共サイン、これは案内表示板でございますけれども、この設置についても進めてまいります。

また、川内川市街部改修に合わせて進めており

ます中郷五代線の用地取得等にも取り組んでまいります。

川内駅周辺地区土地区画整理事業につきましては、事業の終盤になっておりますことから、残された道路築造等の工事とともに、換地処分の手続を進め、あわせて川内駅周辺地区土地区画整理事業清算事務特別会計を設置し、換地に関する清算事務を進めていくこととしているところでございます。

以上で説明を終わります。よろしく申し上げます。

△議案第67号 平成25年度薩摩川内市
川内駅周辺地区土地区画整理事業特別会計
予算

○委員長（福田俊一郎） それでは、議案第67号平成25年度薩摩川内市川内駅周辺地区土地区画整理事業特別会計予算を議題といたします。
当局の補足説明を求めます。

○都市計画課長（山下 裕） 議案第67号平成25年度薩摩川内市川内駅周辺地区土地区画整理事業特別会計予算について御説明申し上げます。

初めに、歳出について御説明いたしますので、予算調書の294ページをお開きください。

事項、川内駅周辺地区土地区画整理事業費は、川内駅周辺地区土地区画整理事業に係る経費でございます。事業費は3,364万8,000円でございます。

経費の主なものは、一般職3人分の職員給与費等のほか、区画道路等整備に係る道路築造工事請負費900万円、占有物移設等に係る補償金80万円が主なものでございます。

次に、同じページの下の部分でございますが、事項、長期債償還元金は、川内駅周辺地区土地区画整理事業で借り入れた長期債の償還元金に係る経費であり、事業費は2億4,955万9,000円でございます。

次に、295ページをお開きください。

事項、長期債償還利子は、川内駅周辺地区土地区画整理事業で借り入れた長期債の償還利子に係る経費であり、事業費は1,587万3,000円でございます。

次に、歳入について御説明いたしますので、前に戻っていただき、293ページをお開きください。

3款1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金は、予算額2億9,908万円で、事業費及び長期債償還元金及び利子に充当する一般会計からの繰入金でございます。

なお、平成15年度から土地区画整理法に基づき実施しております川内駅周辺地区土地区画整理事業の工事関係は、平成25年度末で全て完了する予定でございまして、残る換地処分に係る清算事務につきましては、この後、議案第69号で説明いたします、平成25年度から新たに設置する同事業清算事務特別会計で処理していくこととしております。

以上で、議案第67号平成25年度薩摩川内市川内駅周辺地区土地区画整理事業特別会計予算の説明を終わります。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（福田俊一郎） ただいま当局の説明がありました、これより質疑に入ります。

御質疑願います。

○委員（上野一誠） 区画整理の三つの区画整理は全て事業完了に伴って清算事務行為をやるということになって、いち早く、川内駅周辺のこれが25年度で終わると。それに伴っての、さきのいろいろ53号の位置づけで実行するということで理解していますけれども、要するに事業をスタートして、大分早くいろいろ補償とか、いろんなそういう一つの減歩率とかを含めて、いろんなのがあると思うんですが、その中で清算金の理解というのを関係者の皆さんがやっぱり理解を持っていられなきゃならないといけないと思うんですね、いろいろな徴収のかかわりも含めると。

そこらあたりは、川内駅周辺がどういうふうに具体的にになっているのかちょっとわかりませんが、やっぱりその関係者の皆さんに対する、この清算事務をやるに当たっての理解を求めていく、説明を求めていくことは、大変重要だというふうに思います。

そういう意味からすると、その考え方を、具体的にこれを執行するに当たっての考え方を少し教えてください。

○区画整理グループ長（中島弘喜） 土地区画整理事業につきましては清算金でございますけれども、事業の手順と申しますか、事業の流れから申し上げますと、先ほどおっしゃいましたように、減歩率を含む仮換地指定がまずございます。

仮換地指定を行いまして、建物の移転、そういうものの交渉がございまして、その後に土地の造成をいたしまして、でき上がった段階で各地権者さんに引き渡しを行っております。

おおむねですけれども、その引き渡しの段階で、仮換地指定の面積通知内容等、多少の出来高に誤差がございましてというような説明はしてございます。

ただ、具体的に、その段階では、清算金の中身については明確になっておりませんので、説明はできない状況でございしますが、現段階におきましては、その全ての宅地ができ上がりまして、出来高の測量も終わっております。

それに基づきまして、今、換地計画書というのを作成をして、既にもうその案ができ上がりまして、県の審査を受けているような段階でございします。

今後、県の審査が終わりました後に、正式に換地処分に向けて換地計画書の案を固めるんですが、その前段階に地権者の皆様に縦覧という形で、個別に皆様方にその内容、清算金の額、そういったものを御説明をしていくということで、皆様に理解をしていただくというような考えでございします。

○委員（上野一誠） 事業は、一つの減歩率も、平均減歩率を出していきますので、そうすると、私はこの作業が——お父さんがいらっちゃって、今度は息子さんの代になっていくという過程も一方では考えられると思うんです。そんなことは知らんよとか、いろいろこの清算事務が本当に順調に行けばいいなと。

おっしゃるとおり、この作業は、本当に大変だと思いますよ。

だから、本来徴収しなきゃならん部分を御理解が得られるか得られないかということも含めると、この区画の精算事務というのは、やっぱりよほどしっかりと説明をしていかないと、結果的に関係者とトラぶってくると。そういうのが想定できるので、十分、そこあたりは説明責任、理解をしていく、そういうことが求められていくというふうに思いますので、ぜひひとつこれは十分な御尽力と、その説明のあり方も含めて、十分御理解をいただくようにしていただきたいと思います。

これは意見・要望として。

○委員長（福田俊一郎） 意見でございします。

ほかにございませんか。

○委員（小田原勇次郎） 1点だけ。

済みません、もう長きにわたりまして、この駅周辺は、非常に皆様方の御努力で、見晴らしのいいすばらしい景観になったというふうに敬意を表します。

平成25年度末で一応工事が完了ということでありました。御説明があったかもしれません。私が聞き損じたかもしれません。一応、工事請負費が本年度は900万円計上されておりますので、あとどこあたりが工事を終わらせて完了なのかという、あとの大まかな残工事の内容をお知らせいただきたいと思います。

○都市計画課長（山下 裕） 今、鉄道アンダー部のボックスの工事を行っておりますけれども、それが完了しましたら、全体的な道路の舗装を行ってまいります。その舗装にかかる費用、それから東口親水公園の進入路の整備、そういったところで今のところ考えております。

○委員長（福田俊一郎） 質疑は尽きたと認めます。

委員外議員の御質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（福田俊一郎） 質疑はないと認めます。これより、討論・採決を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（福田俊一郎） 討論はないと認めます。これより、採決を行います。

本案を原案のとおり可決すべきものと認めることに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（福田俊一郎） 御異議ないと認めます。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

△議案第69号 平成25年度薩摩川内市川内駅周辺地区土地区画整理事業清算事務特別会計予算

○委員長（福田俊一郎） 次に、議案第69号平成25年度薩摩川内市川内駅周辺地区土地区画整理事業清算事務特別会計予算を議題といたします。当局の補足説明を求めます。

○都市計画課長（山下 裕） 議案第69号平成25年度薩摩川内市川内駅周辺地区土地区画整理事業清算事務特別会計予算について、御説明申し

上げます。

初めに、歳出について御説明いたしますので、
予算調書の３００ページをお開きください。
３００ページの上の部分でございます。

事項、川内駅周辺地区土地区画整理清算事業費
は、換地処分に伴う清算事務に係る経費であり、
事業費は２１万４，０００円で、地権者協議等
に係る旅費が主なものでございます。

次に、同じページの下の部分でございますが、
事項、川内駅周辺地区土地区画整理交付事業費
でございますが、同じく換地処分に伴う清算交付金
に係る経費であり、事業費は３１万８
千６００円で、換地計画で交付予定となってい
る約３０名の地権者に対する清算交付金でござい
ます。

次に、歳入について御説明いたしますので、前
のページ、２９９ページをごらんください。

歳入予算の主なものを御説明いたします。

１番目の１款１項清算金収入、１目清算徴収金、
予算額２５万８，０００円でございますが、換
地計画で徴収予定となっている地権者約３５名か
らの換地処分に伴う清算徴収金のうち、平成
２５年度の収納見込み分でございます。

次に、２番目の３款１項他会計繰入金、１目一
般会計繰入金は、予算額８９万円でございます。

換地処分に伴う地権者への清算交付金につしま
しては、平成２５年度で一括交付する予定として
おりますが、清算交付金とほぼ同額となる見込み
である清算徴収金につしましては、区画整理法の
規定によりまして分割による納付が認められてい
ることから、分納により後年度の徴収見込み額と
なる額及び事務費の財源不足に対する一般会計か
らの繰入金でございます。

以上で、議案第６９号平成２５年度薩摩川内市
川内駅周辺地区土地区画整理事業清算事務特別会
計予算の説明を終わります。よろしく御審議賜り
ますようお願い申し上げます。

○委員長（福田俊一郎）ただいま当局の説明が
ありましたが、これより質疑に入ります。

御質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福田俊一郎）質疑はないと認めます。

次に、委員外議員の質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福田俊一郎）質疑はないと認めます。

これより、討論・採決を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福田俊一郎）討論はないと認めます。

これより、採決を行います。

本案を原案のとおり可決すべきものと認めるこ
とに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福田俊一郎）御異議ないと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと
決定いたしました。

△議案第５９号 平成２５年度薩摩川内市
一般会計予算

○委員長（福田俊一郎）次に、審査を一時中止
してありました議案第５９号平成２５年度薩摩川
内市一般会計予算を議題といたします。

当局の補足説明を求めます。

○都市計画課長（山下 裕）議案第５９号平成
２５年度薩摩川内市一般会計予算の都市計画課に
係る予算につきまして、初めに歳出について御説
明申し上げますので、予算調書の１９６ページを
お開きください。１９６ページの上の部分でござ
います。

事項、都市計画総務費は、都市計画事業に係る
経費であり、事業費は１億３，９３万
千４，０００円でございます。

経費の主な内容は、都市計画及び景観推進事業
等に従事する一般職１０人分の職員給与費等のほ
か、都市計画区域マスタープラン策定業務等の委
託料５０万６千１，０００円、一般国道３号御陵下
地区の景観整備に係るバス停上屋設置等の工事請
負費２，９６０万円、川内甌島航路高速船発着所
新設等に係る公共サイン設置等の工事請負費
２，０００万円でございます。

次に、川内駅周辺地区駐車場管理費は、川内駅
西口駐車場等の管理に係る経費であり、事業費は
１，３９万６千２，０００円で、指定管理に伴う管
理代行委託料が主なものでございます。

次に、１９７ページをごらんください。上の部
分でございます。

事項、屋外広告物管理費は、県からの権限移譲
に伴う屋外広告物に関する経費でございまして、
事業費は２３万４千５，０００円で、建築士業務嘱
託員１名分の報酬が主なものでございます。

次に、同じページの下の部分でございますが、事項、景観推進費は、景観提案制度等の運用、景観形成活動への支援、啓発など、景観の推進に係る経費でございます。事業は343万2,000円で、建築士業務嘱託員1名分の報酬、それから準景観地区案内リーフレット等印刷製本費26万6,000円、景観整備事業補助金30万円が主なものでございます。

次に、198ページをお開きください。198ページの上の部分でございます。

事項、中郷五代線整備事業費は、都市計画道路中郷五代線整備事業に係る経費であり、事業費は4億500万円で、経費の内訳は、中郷五代線構造物等設計業務委託料500万円及び平成23年度に債務負担行為として設定しております中郷五代線用地取得に係る土地購入費4億円でございます。

次に、同じページの下の部分でございますが、事項、土地区画整理総務費は、土地区画整理に係る一般管理経費及び川内駅周辺地区土地区画整理事業特別会計並びに川内駅周辺地区土地区画整理事業清算事務特別会計に対する繰出金に係る経費であり、事業費は3億142万5,000円でございます。

経費の主なものとしましては、街区公園等管理業務に係る委託料50万3,000円、JR九州への川内駅東口駅前広場管理負担金40万円、それから川内駅周辺地区土地区画整理事業特別会計に対する繰出金2億9,908万円及び平成25年度から新たに設置いたします川内駅周辺地区土地区画整理事業清算事務特別会計に対する繰出金89万円でございます。

次に、歳入について御説明いたしますので、前に戻っていただき、同じく予算調書の51ページをお開きください。

都市計画課に係る歳入予算の主なものを御説明いたします。

1番目の14款1項使用料、6目土木使用料、予算額2,850万円でございますが、都市計画使用料で川内駅西口駐車場等に係る市営駐車場使用料でございます。

次に、3番目の15款2項国庫補助金、6目土木費補助金でございますが、予算額2億900万円は、都市計画事業費補助金で、中郷五代線整備事業の土地購入費に係る社会資本整備総合交付金

であり、補助率は55%となっております。

以上で、議案第59号平成25年度薩摩川内市一般会計予算の都市計画課分の説明を終わります。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（福田俊一郎）課長、所管事務調査で、後ろの中郷五代線については説明が入っていると思うんですけども、今の予算の中でも、進捗の関係も、予算の関係もありますので、もうあわせて今のこの中で説明をされたらどうかと思うんですが、いかがでしょうか。よろしいですか。

○都市計画課長（山下 裕）それでは、中郷五代線の進捗状況ということで説明させていただきます。

図面の右側から左側のほうに川内川が流れておりまして、中郷五代線につきましては、天大橋から太平橋までの約1.1キロ、幅員約9.5メートルで、今、計画しております。

平成23年10月から、天大橋のほうから本格的に用地買収に着手しておりまして、この図面につきましては、着色してある箇所が契約済みの箇所でございます。

平成24年度につきましては、肥薩おれんじ鉄道までを目標として進めておりましたけれども、都市計画道路の区間につきましては、100%完了しております。

あと、河川改修関係の区間につきましては、ほぼ完了しておりまして、あと白いところ3筆程度が残るのみとなっております。

今後は、25年度は、田原病院のあたりまでを目標として進めまして、太平橋までにつきましては、27年度を目標に、現在、進めているところでございます。

それから、道路築造工事につきましては、河川改修と合わせて行うこととなりますけれども、今、河川事務所のほうで施工計画の検討を進めているところでございます。

その中で、順調に進みましたら、早くて、天大橋から肥薩おれんじ鉄道の区間について、平成26年度着工予定と聞いております。

今のところ、都市計画道路の供用開始につきましては、平成28年度を目標に進めているところでございますけれども、今後の用地買収の状況とか、工事の進捗の状況で延伸することも考えられますので、そこは御了承いただければと思っております。

以上、簡単ではございますが、進捗状況でございます。

○委員長（福田俊一郎）ただいま当局の説明がありました、これより質疑に入ります。

御質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福田俊一郎）質疑はないと認めます。
委員外議員の質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福田俊一郎）質疑はないと認めます。
ここで、議案第59号一般会計予算の審査を一時中止いたします。

△所管事務調査

○委員長（福田俊一郎）次に、所管事務調査に入ります。

当局からの報告はありませんか。

○都市計画課長（山下 裕）所管事務につきまして、御報告させていただきます。

都市計画区域の見直しの状況でございますが、資料はございませんけれども、パブリックコメントと住民説明会の実施結果の報告でございます。

パブリックコメントにつきましては、平成24年12月1日から12月31日までの1カ月間実施しまして、その中で、2件、御意見をいただいております。

意見としましては、区域の再編賛成という内容でございまして、内容につきましては、「調和のとれたまちづくりや減災、市一体の連携と活性化に期待する」という内容のものでございました。

また、住民説明会につきましては、今回、新たに指定します斧渕・永利・塔之原・日ノ丸周辺地区におきまして、平成25年2月に4会場で計8回実施しまして、延べ93名の出席がございました。

特に、反対といった意見はございませんでしたが、主な意見としましては、「都市計画税の徴収はしないのか」という御意見もありまして、これについては、現時点では、徴収の予定はないとの回答しております。

また、「具体的な都市計画事業の見込みはないのか」という御意見もありましたが、現時点では計画はありませんけれども、都市計画事業については、今後の都市化の状況を見ながら検討させていただきたいと。今回は、乱開発を防いだり、無

秩序な町並みにならないように、ある程度の規制をかけさせていただく区域を設定するものであるとの説明をいたしまして、御理解いただいたものと考えております。

都市計画区域の見直しにつきましては、平成25年度も引き続き関係機関との協議を進めてまいりまして、協議が順調に進みますと、平成26年9月ごろの公告となる予定でございます。

以上、所管事務の報告でございます。

○委員長（福田俊一郎）ただいま当局の説明がありました、これより所管事務に関して質疑に入ります。

御質疑願います。

○委員（小田原勇次郎）1点だけ、お尋ねいたします。

市の事業は中郷五代線なんです、河川改修の部分についてちょっと教えていただきたいんですが、河川改修の大小路の築堤の、いわゆる沿川の地域住民の方々の中に、やっぱりそういう連絡協議会のような任意の組織が発足されて、いわゆる道路に対する要望ではなくて、いわゆる築堤部分、堤防の部分について親水性があって、そういう利活用のあるような堤防であるとか、そこらあたりのいろんな要望等を、今、集約されておられるような動きもあるやに聞いておるんですが、そこらあたりを国に要望をしていく過程において、当然、市の行政の皆様方からの後押し、いわゆる支援という部分も必要になるかと思うんですが、そこあたりの流れというか、例えば平成25年度中にそういうような要望というのは上げたほうがいいよとか、そこあたりのもし市の行政当局として何らかのお考え等があったら教えていただきたいんですが。

○建設部長（石澤一美）大小路地区の河川改修に伴う親水整備的なものの要望の取り扱いですけれども、地元からの要望については、それを否定しようとかという気持ちはございません。

ただ、向田地区において、かわまちづくりという、いろんな地元の方々を含めて集まっていた組織がございまして、その中で地元からいろいろ出された要望等について対応してきております。

したがって、大小路につきましても、なるべく早い段階でそういった組織を立ち上げられないかというふうに考えていまして、そういう組織

の中で、いろんな地元の御要望等を踏まえまして、河川事務所にお願いするもの、あるいは市で対応しなければならないもの等があると思いますので、そういったものについて対応をやっていききたいというふうに考えているところです。

○委員（小田原勇次郎）部長の御答弁でおおむね了解をさせていただくんですが、考え方として、この築堤の部分にも二つ考え方がありまして、要するに築堤がもう完成した時点で、それを親水性のある部分に、いわゆる確保していくという部分と、例えば今、中郷五代線はこの築堤と合わせて、いわゆる堤防にすりつけて3号線に、堤防の上部を、道路側を走るという構造の堤防になっていきますので、そうしたときに、この設計部分、いわゆる実施の設計部分の中で道路の位置をどのポジションで、築堤の堤防のどの部分にポジショニングとしてしたほうがいいのかとか、そこあたりのいろいろ安全対策上の部分について意見が出た場合、そこあたりを反映されるまだいとまというか、そういう部分があるんでしょうか。そこあたりをちょっとお聞かせ願えませんか。

○建設部長（石澤一美）道路の位置とか線形等につきましては、これまでも都市計画決定を行っておりますので、それを移動するというのは、まず難しいというふうに考えております。

ただ、実施する中で微調整というか、構造物みたいなやつでの調整というのは、それは可能だろうというふうに考えております。

また、道路を整備、地元から景観的な話とかということであれば、それは工事の中で恐らく対応できる、もしくは部分的には対応できないものもあるかもしれませんが、設計の中で反映できるのではないかとこのように考えておりますので、そういった面で検討していききたいというふうに考えております。

○委員長（福田俊一郎）ほかにございませんか。
[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（福田俊一郎）質疑は尽きたと認めます。

委員外議員、ございませんでしょうか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（福田俊一郎）質疑はないと認めます。

以上で、都市計画課を終わります。

御苦労さまでした。

△天辰区画整理推進室の審査

○委員長（福田俊一郎）次に、天辰区画整理推進室の審査に入ります。

△建設部長の概要説明

○委員長（福田俊一郎）まず、当初予算の審査に先立ち、建設部長に概要説明を求めます。

○建設部長（石澤一美）それでは、天辰区画整理推進室分について御説明をさせていただきます。

平成25年度天辰第一地区土地区画整理事業につきましましては、これまで同様、建物等の移転補償を進めてまいりますとともに、宅地の造成や道路築造、河川整備、公園整備等を進めてまいります。

また、第二地区予定地につきましましては、環境影響評価の調査に伴います見直し等を行いますが、川内川市街部改修との関連、あるいは県道山崎川内線の交通安全対策、地区内の浸水対策等、土地区画整理事業による取り組みが必要であるというふうに考えておりますことから、引き続き都市計画決定に向けた作業を進めてまいります。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

△議案第66号 平成25年度薩摩川内市天辰第一地区土地区画整理事業特別会計予算

○委員長（福田俊一郎）それでは、議案第66号平成25年度薩摩川内市天辰第一地区土地区画整理事業特別会計予算を議題といたします。

当局の補足説明を求めます。

○天辰区画整理推進室長（田代国憲）議案第66号平成25年度薩摩川内市天辰第一地区土地区画整理事業特別会計予算について、御説明申し上げます。

予算調書の291ページの上の段をごらんください。

予算内容につきまして、歳出のほうから説明いたします。

1款1項1目、事項、天辰第一地区土地区画整理事業費は、天辰第一地区土地区画整理事業に係る経費であり、事業費は5億3,717万6,000円です。

経費の主なものは、一般職員9名の給与費と建築士業務嘱託員1名、土地区画整理審議会委員15名と土地区画整理評価員5名の報酬のほか、委託料は、画地計算測設測量業務委託、建物等調

査業務、仮換地修正業務等の委託料831万円です。

工事請負費は、幹線道路永利天辰線の新立山橋下部工A2、都市計画道路の永利天辰線・大明神皿山線、区画道路、公園整備、準用河川三堂川ほか河川改修工事など、4億860万円です。

補償金は、建物等移転補償、墓地移転補償、水道管移設、電柱移転等の4,770万円です。

負担金補助は、職員厚生会負担金6万9,000円、公園整備に係る給水負担金30万円です。

予算調書の291ページ、下段をごらんください。

2款1項1目、事項、長期債償還元金は、天辰第一地区土地区画整理事業で借り入れた長期債の償還元金に係る経費であり、事業費は2億7,304万5,000円です。

予算調書の292ページの上段をごらんください。

2款1項2目、事項、長期債償還利子は、天辰第一地区土地区画整理事業で借り入れた長期債の償還利子に係る経費であり、事業費は4,035万9,000円です。

次に、歳入について御説明申し上げますので、前に戻っていただきまして、予算調書の290ページをごらんください。

1款1項1目事業収入5,000万円は、事業進捗に伴い売却可能となる保留地処分の収入見込み額であります。

2款1項1目負担金60万円は、県との協定に基づく橋梁負担金60万円は、新立山橋分を収入するものでございます。

3款1項1目国庫補助金、予算額が1億4,165万円は、土地区画整理事業費補助金で、社会資本整備総合交付金の活力創出基盤整備、市街地整備事業にかかわるものであります。

4款1項1目県補助金、予算額321万円は、土地区画整理事業費補助金で、県管理道路整備費に対する補助金です。

5款1項1目他会計繰入金は、予算額が6億921万9,000円で、国庫補助金及び市債等の充当額を除いた、天辰第一地区土地区画整理事業費及び長期債の償還元金並びに利子に充当する一般会計からの繰入金であります。

8款1項1目市債は、予算額4,590万円で、

内訳は、地方特定道路整備事業債分が1,350万円で、国庫補助事業に係る合併特例事業債分が3,240万円であります。

9款1項1目使用料は、予算額が1,000円で、内容は、電柱等の占用料であります。

続きまして、地方債について御説明いたします。

別冊の予算に関する説明書276ページをごらんください。

「第2表 地方債」では、当該土地区画整理事業を目的として借り入れる地方債の限度額、起債の方法、利率、償還の方法につきまして、地方自治法第230条第1項の規定に基づき、定めようとするものでございます。

以上が、議案第66号平成25年度薩摩川内市天辰第一地区土地区画整理事業特別会計予算の説明でございます。

なお、平成25年度の事業の概要につきまして、図面で御説明いたしたいと思っております。

委員会資料では、7ページに載っています。

天辰第一地区土地区画整理事業の説明をいたします。

区域としましては、この黒の部分が全体の面積になります。黒でずっと囲んだ面積ということになります。

川内川のほうが、こちらになります。北側がこちらで、こちらのほうが2地区のほうの予定になっているところです。こちらが1地区になります。

こちらのほうが純心女子大学、こちらが大学通線と隈之城高城線ということになります。

年度の色合いを色を塗ってあるんですけれども、23年度まで、薄い黒の部分でございまして。それと、こちらのほうの薄い黒というのが工事の部分でございまして。24年度、今年度やったところが、この黄色の部分をやっています。この黄色の部分ですね。それと、緑の分が25年度ということですので。それと補償のほうが、黒いところになります。それと、赤のこの点線の部分が、補償を今後やる場所ということですので。

現在の進捗状況といたしましては、事業費ベースで83.3です。建物のほうが98%、建物が現在8戸ほど残っていますけれども、5戸のほうはもう契約をして、移転を進めてもらっているところです。

それで、黄色の中を若干説明させていただきましても、こちらの新三堂橋、こちらのほうが

35メートルの幅員が17.5メートルから16.46メートルの幅員になっていますけれども、これが2月18日、自治会のほうには周知をいたしまして、2月18日に供用開始をしているところ です。

それと、この下流のほうに新上水流橋というのが、31メートルの幅員が6メートルありますけれども、この部分も、こちらのほうの造成がちょっとおくれていましたので、今年度末で供用開始を始めたいと考えています。

それと、こちらがタイヨから来る永利天辰線になりますけれども、こちらの工事の部分を、新立山橋ということで、延長が28.8、幅員が17メートル、ほぼこちらの大明神皿山線と同じような幅員になります。こちらのほうの左岸側の橋台の部分を、下部工のほうを今年度行いました。

それと、こちらの黄色の部分の笹脇公園になりますけれども、こちらのほうが2,000平米ほどの面積になりますけれども、こちらのほうも3月末で一応工事が完成いたしますので、4月から供用開始を始めたいと考えております。

それと、こちらのほうが市のほうで管理するのが、ここからの三堂川になりますので、こちらのほうを一応やっています。それと、立山川のほうの河川改修を行っています。

整地工事といたしましては、寺前古墳がこちらにありますけれども、こちらの部分の整地、それと地区外添いのこちらの古原、それとこちらの八反田のところを進めています。

25年度の事業といたしましては、グリーンの色になりますけれども、新立山橋の右岸側になります。A-2の下部工事をを行うように計画しています。

それと、大明神皿山線の舗装のほうはできていますけれども、歩道部分がまだ未完成ですので、こちらのほうの歩道部分、それとここの橋台ができていますので、こちらのほうの取り付けの部分を行うようにしています。

それと、三堂川のグリーンのこの部分の改修、立山川の改修を行う計画でいます。

それと、公園といたしまして、古原公園が1,800平米、それとこちらの田麦公園が1,600平米の公園計画をいたしているところ です。

それと、造成といたしましては、古墳の周りの

寺前地区、それと東原の段差があるところを造成したいと考えています。

それと、八反田、立山のほうを、一応計画しています。

それと、補償に関しましては、この赤丸の古墳の下のほうとこちらのほうの墓地等の補償、それと造成したところの水道、電柱等の移設を考えています。

以上、図面での説明です。

以上で終わりますので、よろしく御審議賜りますようお願いいたします。

○委員長（福田俊一郎） ただいま当局の説明がありました、これより質疑に入ります。

御質疑願います。

○委員（持原秀行） 済みません。入来で何も言いませんでしたので、少しちょっと聞かせいただきたいと思うんですが、この図面を見たときにやっぱり気になるのが、笹脇墓地のところになります。ほかのところは、ほとんど23年度までに完成していると。

ここが、今先ほど説明を受けたところにおいては、笹脇公園が完成して、25年度から供用開始ということになるという説明を受けたんですが、ここの隣に笹脇墓地というところがありまして、この墓地の移転をすることにおいては、必ずその近くに公園整備をして、公園と合わせて、そこに仮置き場とか、そういうのを仮置きして、そして墓地造成をしていくということが通常になるわけなんですけれども、供用開始することにおいて、この笹脇墓地を移転することに対しての影響はないのか、そこをちょっと教えてください。

○天辰区画整理推進室長（田代国憲） 笹脇公園をつくるに当たって、墓地管理組合の会長さん等と一応協議しまして、仮置き場をする用地は、保留地とか道路部分とかがありますので、そういうところを利用させていただきたいということで、一応、お話はさせていただいているところです。

具体的には、実施するときに、タイミングを見てやっていきたいということで話をしています。

○委員（持原秀行） 具体的に仮置きできるというところをちょっと図面で示してください。

○天辰区画整理推進室長（田代国憲） 笹脇墓地がこの広さになりますけれども、こちらのほうに現在の墓地が、薄くあるところで、まだ現在、墓地がないところ、それと通路と、通路も広くあ

りませんけれども、そういうところを利用しながらやっていこうということで、こちらの笹脇公園事業というのも25年度までということでありますので、できれば早く事業の関係上、したいということで、この空き地を利用してさせていただきたいということで話をしているところです。既存のあるところの、今、ない部分がありますので、そういうところを利用してさせていただくと。それと、通路等です。

○委員（持原秀行） 今の説明を受けて、大体的にはわかるんですが、造成をすることにおいて、やっぱり高低差がありますので、今の現状の既存の墓地が、やっぱりそのところ支障のないように施工していただきたいということと、それから墓地管理組合とのしっかりとした協議をお願いしたい。もう長く開催されておられませんので、やっぱり地区の地権者の皆さん方、非常に不安に感じています。

また、ことしもお盆が近づくということになれば、やっぱり皆さん、いつまでたっても進まない状況に対して、本当に不信感・不安感を持っておられますので、それを払拭するためにも、やはり地元のそういうきちっとした、墓地管理組合がありますので、そことしっかりと連携をとっていただいて、スムーズな笹脇墓地の整備ができますように、その施工を前向きにやっていただきたいなということを要望しておきますので、よろしくお願いします。

○委員長（福田俊一郎） 墓地管理組合との折衝は、グループ長あたりがやっていらっしゃるんですか、室長等含めて。そこら辺のちょっと状況等も御説明いただければ。

○天辰区画整理推進室長（田代国憲） 役員会を具体的に始めたのは、平成16年度の墓地の経営許可から始まりまして、17年ぐらいまでちょっとやったんですけれども、なかなかうまくいかなかったものですから、もう一回始めまして、21年から22年の10月ぐらいまで、皆さんの同意を得るための役員会もそこまではほぼでき上がっていたんですけれども、同意が得られなかったということで、それと関連する立山川、立山地区の造成に影響があるということで、ちょっとそれから墓地管理組合との役員会等は開かせていただいていません。

それで、公園等をつくるときには、役員の三役

の方等には一応説明をしているところです。

以上です。

○委員長（福田俊一郎） 何かちょっと課題が整理されているのがこちらから見えづらいものですから、その辺、また整理していただいたほうがいいのかなと思います。

○建設部長（石澤一美） 状況は、今、室長のほうからあったとおりです。

そういった課題がございましたので、一応、24年度に計画のちょっと見直しを行っておりまして、それに基づきまして、今後、持原委員のほうからございましたけれども、墓地管理組合のほうと具体的に協議をさせていただきたいというふうに考えています。

○委員（持原秀行） やっぱり綿密に連携はとっていただきたいということは強く申しおきたいと思います。

それと、やっぱりその事業をすることにおいて、ほかの地区に影響があるとか、そういうのじゃなくて、やっぱりこの図面を見ていただければ、あそこだけ白地になっているということがちょっと異常ですね。

ですので、やはり1人の地権者とか、いろいろそういう地権者の関係もあるかもしれませんが、それはそれとして、同時並行で私はきちっと区画整理を進めていっていただきたいなというふうに思うんですよ。

ですから、そういう要望とか意見を申し上げているところありますので、決して後にずっと押していつて解決するものではないというふうに思っていますので、ぜひそこらあたりもきちっと進めていただきたいと、地元の方とも煩雑に連絡をとっていただかないと、何をやっているんですかと言われたときに答えようがないという、今の状況でありますので、そこらあたりはきちっと受けとめていただきたいというふうに思います。

○委員長（福田俊一郎） 意見であります。

○委員（上野一誠） 天辰の事業もおおむね大分進んできていると思うんですが、事業進捗等、今の持原委員と若干関係するかもしれませんが、一般会計から繰り入れを6億900万円入れていますね。これは、一応、償還元金、利子、そして合わせて事業費等々が含まれていると思うんですが、そういうことで、資金計画が——いわば一財を使うことによって、一財の幅によって事業が非常に影

響があるということからいうと、一般会計繰り入れは大変力になっていると思うんですね。

そういう意味で、今、普通建設事業、あるいは維持費という一つのくくりが、今後、30%減らしていくということについて質問もしたんですが、維持費がふえることによって建設事業は減るという、いろんな捉え方からすると、資金計画にそういうことが影響があるかないか、推移としてしっかり確保はできますよという一つの捉え方でいいかどうか、ちょっと教えてください。

○建設部長（石澤一美） 財政運営プログラム、これはもう堅持しなければならないというふうに考えております。

ただ、こういった現在実施中の箇所については、我々としては、そういった予算については確保していきたいというふうに考えております。

ただ、今ほどありましたように、今から維持費というのは確かにふえてまいります。それは、橋梁にしても、公園にしても、住宅にしても、そういうことから、これについては、やっぱり現在、制度として国の交付金、補助金等がございますので、そういったものを活用しながら、利用者あるいは市民の方々の安全・安心の確保のために、そっちはそっちで確保していきたいというふうに思います。

総額という話からすると、じゃあ幾らにするという具体的な示しというか、それがなかなか難しいものですから、とりあえずうちとしてはこういうふうにやりたいということで、それは実施計画の査定なり、あるいは当初予算なりで主張していきたいというふうに考えています。

○委員（上野一誠） 一応、選択と集中という財政プログラムの中には、ここもしっかり位置づけてあるので、財政上はびしっと抑えていかれるんだろうというふうに思っています。また、第二が入ってきますから。

それと、保留地処分が5,000万円財収で入るんですが、本来、清算事務が終わらないと、先ほどの駅周辺の区画整理の中で、ちょっと清算事務のあれが出ましたので、要するに公共用地を多く確保すれば、やっぱりそれが減歩率に反映するということにもつながると思いますね。

だから、民間の方が、やっぱり公共用地が余り広がるということは減歩率に影響があるというふうに見えているんですが、そういう意味からすると、

残った公共用地を有効に使うという意味では、いろいろちょっと土地が狭いから、この部分をふやしたいという、いろんなそういうのも内々にあると思うんですが。清算事務が終わっていないと、その登記の関係は、保留地を処分した場合に、名義は変わらないんじゃないかと思うんですが、そこらはどう扱うんですか。

○建設部長（石澤一美） 確かに保留地については、清算、換地処分、それが明確になって、法務局のほうの書きかえを行わないと、権利的には明確にはなりません。

ただ、保留地については、管理というのは、事業者、市が管理しているわけですから、それについて、市としてこれを使えます、あるいはおたくのものであるというのを保証するわけですから、それについては、そういった個人の利用に支障が出るようなことはないというふうに考えています。

○委員（上野一誠） これから、やはり今後、公共用地として残った土地、入来も含めてなんですけれども、やっぱりそういうものをどう生かすかと。私が一番心配しているのは、まだ天辰辺はある程度宅地として相当生かされてくると思うんですが、せっかくやった事業が、土地ばかり置いて、草ぼうぼうで残っていくようなことだけは避けてほしいと思っているんです。

そういう意味では、この民間の土地も含めて、十分、この売買とか、そういうのは、市も努力してもらわないかんのかなと思っています。

そういうことで、取り扱いを、今ちょっと確認でした。

一応順調に資金計画どおりいっているというふうに理解していいですかね、事業計画は。今、何十%ぐらい終わっていますか。

○天辰区画整理推進室長（田代国憲） 保留地のほうは、一応、つけ保の部分、一般の部分、一応、販売しています。全体で176カ所ありまして、売った分がですね、1万8,063.03平米を売っています。一応、おおむね半分ぐらい、50%ぐらいですね。地区街道のあたりに大分保留地があるのと、公共施設の純大の下のところ大きな保留地がありますので、一応、保留地と、あそこは市有地もあるんですけども、一応、50%ぐらいです。

○委員（持原秀行） これに関連して、保留地処分が5,000万円ということで出ていますが、

あと私が危惧するのは、つけ保留の関係で、大分狭いところに残っている、散在しているというところが、本来はつけてくださいという要望があってつけられたところが、狭いままに残っているような状況がまた散在すると思うんですが、そこらあたりの処分の方法については、どういったお考えなんでしょうか。

○天辰区画整理推進室長（田代国憲） つけ保の部分で、残っている部分等も、ちょっと当初要望されてつけてあるんですけども、実際買うときになったら、お金がないというようなことで、買ってもらえないというところがあります。

そういうところは、ちょっとずつでも買ってもらうとか、場所を移動することができる場所は移動してもらえないですかという相談は、ほかの場所に持っていらっしゃるところがありますので、そういうところと、移動させてくださいという御相談は、今、しているところです。

○委員（持原秀行） いつまでも利用されなくてそのまま荒地に残っていると。そうすると、年に何回も市としてその整備を、草払いとか、そういうのをきちっとやっていくということになれば、これがどんどんどんどん続いていけば、そういう管理をする、その費用とか、そういうところも全部最終的には清算金にはね返ってくるような気がするんですよ。

ですから、私が言いたいのは、きちっと計画に沿って施策を展開していかないと、行く行くは地元の地域の地権者にはね返ってくるのではないかなというのを危惧するんですね。

いつまでも換地処分をしていないところとか、そういうところの管理までずっと何年もやっていて、その管理を市がしなくてはいけないということになれば、行く行くはほかの全体のところの清算額にも影響が来ますので、ぜひそういうところをしっかりと取り組んでいただきたいと思います。

○委員長（福田俊一郎） 意見でございます。

ほかにございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（福田俊一郎） 質疑は尽きたと認めます。

次に、委員外議員の質疑はありませんか。

○議員（成川幸太郎） 一つだけお聞かせください。

碓山城跡地の山のところが、全て周りが空き地が残っていたりしているんですが、これに対する何か整備計画というのはあるんですか。

○天辰区画整理推進室長（田代国憲） ちょっと説明を図面の中ですればよかったんですけども、碓山城跡地のあの白いところは、一応、地区外ということで、区画整理外になります。一応、うちのほうでの区画整理の計画はございません。

○議員（成川幸太郎） わかりましたけれども、この後、都市計画課とは違うと、管理がということですか。

○建設部長（石澤一美） 碓山城跡については、あそこは個人の私有地がございますので、私有地ですから、うちでは手が出せない状況です。

区画整理の区域外で、碓山城跡のところ少し土地があって、そこを宅地造成なんかされているところもあるんですが、個人というか、そういうことで、当初、ここも含めてということも考えたこともあったんですけども、文化財的な価値があるということもあって、それと権利関係がかなり複雑だということで、ここについては手がつけられなかったのが実情ですし、今後もそういうふうにするつもりはございません。

○委員長（福田俊一郎） ほかにございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（福田俊一郎） 質疑は尽きたと認めます。

これより、討論・採決を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（福田俊一郎） 討論はないと認めます。

これより、採決を行います。

本案を原案のとおり可決すべきものと認めることに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（福田俊一郎） 御異議ないと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

△議案第59号 平成25年度薩摩川内市一般会計予算

○委員長（福田俊一郎） 次に、審査を一時中止してありました議案第59号平成25年度薩摩川内市一般会計予算を議題といたします。

当局の補足説明を求めます。

○天辰区画整理推進室長（田代国憲）議案第59号平成25年度薩摩川内市一般会計予算のうち、天辰区画整理推進室に係る歳出について御説明申し上げます。

予算調書の199ページをお開きください。上段の部分になります。

8款5項3目、事項、土地区画整理総務費は、天辰第一地区土地区画整理事業の特別会計繰出金に係る経費であり、6億928万6,000円です。

経費の主な内容は、土地区画整理事業に関する研修等に係る負担金3万4,000円及び天辰第一地区土地区画整理事業特別会計繰出金の6億921万9,000円が主なものでございます。

同じく、199ページの下段をごらんください。

8款5項3目、事項、埋蔵文化財発掘調査事業費は、天辰第二地区の埋蔵文化財の発掘調査に係る経費であり、事業費は60万円です。

経費の内容は、（仮称）天辰第二地区土地区画整理事業予定区域内の埋蔵文化財発掘調査に係る賃金等であります。

埋蔵文化財の発掘調査に基づき、出土品の整理を行うものでございます。

以上で、議案第59号平成25年度薩摩川内市一般会計予算の説明を終わります。

よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（福田俊一郎）当局の説明がありましたが、これより質疑に入ります。

御質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福田俊一郎）質疑はないと認めます。

次に、委員外議員の質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福田俊一郎）質疑はないと認めます。

ここで、議案第59号一般会計予算の審査を一時中止いたします。

△所管事務調査

○委員長（福田俊一郎）次に、所管事務調査に入ります。

当局からの報告はありませんか。

○天辰区画整理推進室長（田代国憲）ありません。

○委員長（福田俊一郎）これより、所管事務に

関する質疑に入ります。

御質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福田俊一郎）質疑はないと認めます。

委員外議員の質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福田俊一郎）質疑はないと認めます。

以上で、天辰区画整理推進室を終わります。

御苦労さまでした。

ここで休憩いたします。

再開は、おおむね1時といたします。

~~~~~

午前11時48分休憩

~~~~~

午後0時58分開議

~~~~~

○委員長（福田俊一郎）それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

△建築住宅課の審査

○委員長（福田俊一郎）建築住宅課の審査に入ります。

△議案第54号 薩摩川内市営住宅等の整備基準を定める条例の制定について

○委員長（福田俊一郎）まず、議案第54号薩摩川内市営住宅等の整備基準を定める条例の制定についてを議題といたします。

当局の補足説明を求めます。

○建築住宅課長（今井裕介）建築住宅課です。

よろしくお願いいたします。

それでは、議案第54号薩摩川内市営住宅等の整備基準を定める条例の制定についてを御説明申し上げます。

資料は、議案つづりその3の54-1ページからと委員会資料9ページになります。

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（地域主権改革一括法）を受け、今まで市営住宅の整備については、公営住宅法第5条で、国土交通省令で定める整備基準に従うように規定されておりましたが、今回、その部分が、国土交通省令で定める基準を参酌して、事業主体が条例で定めるように改正されたことから、今回、整備基準を定める条例の制定をお願いするものでございます。

整備基準の中身につきましては、検討の結果、現在の国土交通省基準を特に変更する必要がないとの結論になりましたので、国土交通省の整備基準をそのまま市条例に引き継ぐ形になっております。

そのため、この条例では、第4条から以下に、良好な居住環境の整備や、建設及び維持管理費の縮減、敷地については、利便性の配慮や安全性の確保、住棟については、外壁・窓等を通しての熱の損失防止や、遮音性能の確保など、住戸については、1戸当たりの住戸専用面積を25平米以上とすることや、居室内における化学物質の発散防止など、共用部分については、高齢者等の移動の利便性や安全性の確保、その他自転車置き場、物置、ごみ置き場等の附帯設備の設置を、それから規模によりましては、児童遊園、集会所、広場等を設置するように規定しているものでございます。

この条例の各項目の具体的な技術指針につきましては、同時に施行する薩摩川内市営住宅等の整備基準を定める条例施行規則で、住宅の品質確保の促進等に関する法律、俗に言う品確法に基づく評価方法基準を準用する形で定めているところでございます。

委員会資料の11ページをお開きください。

施行規則第2条以降に、個々の分野についての具体的な基準を示しております。

第2条第1項では、評価基準第5の5を準用することで、省エネルギー対策の等級を規定しており、新築住宅の4級または3級を満たすこととしております。

第2項では、評価基準第5の8、重量床衝撃音対策等級を規定しており、上の階と下の階の界のスラブ厚が15センチ以上相当であることを求めています。

第3項では、建物の劣化対策等級を規定しており、防蟻処理の実施や構造躯体の劣化防止対策の実施を求めています。

第4項では、専用配管の維持管理対策等級を規定しており、配管を取りかえるときに構造躯体に影響を与えないことを求めています。

第3条では、各戸住居のホルムアルデヒド対策など、シックハウス対策を規定しております。

第4条と第5条では、専用部分及び共用部分における転倒防止策や車椅子使用可能等の高齢者等配慮対策等級が3級以上であることを求めています。

以上で説明を終わります。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（福田俊一郎）ただいま当局の説明がありましたが、これより質疑に入ります。

御質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福田俊一郎）質疑はないと認めます。

次に、委員外議員の質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福田俊一郎）質疑はないと認めます。

これより、討論・採決を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福田俊一郎）討論はないと認めます。

これより、採決を行います。

本案を原案のとおり可決すべきものと認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福田俊一郎）御異議ないと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

---

△議案第55号 薩摩川内市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について

○委員長（福田俊一郎）次に、議案第55号薩摩川内市営住宅条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

当局の補足説明を求めます。

○建築住宅課長（今井裕介）続きまして、議案第55号薩摩川内市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について御説明いたします。

議案つづりは55-1ページからになります。

委員会資料は11ページをお開きください。

こちらも、地域主権改革一括法を受け、今まで入居者に係る同居親族要件や入居者資格等を定めていた、公営住宅法施行令第6条入居者資格の一部が改正されました。

そのため、昨年の3月議会で、市営住宅入居に際し、配慮すべき裁量階層世帯について、国の基準をそのまま準用して、市営住宅条例を改正したところでございます。

今回は、今まで準用してきていました入居者の収入基準についても市条例で規定することになったため、その部分を中心に、市営住宅条例を改正するものでございます。

なお、あわせてこの入居者の収入基準額だけではなく、裁量階層についても、範囲の拡大、追加をお願いするものでございます。

まず、裁量階層の拡大について御説明申し上げます。

委員会資料 1 1 ページ中段の部分をごらんください。

ア、改正する部分の 1 をごらんください。

今までは、「同居者が小学校入学の始期に達するまで」、すなわち幼稚園児・保育園児がいる世帯を裁量階層世帯としていましたのを、今回、「同居者が中学校終期に達するまで」に、期間を 9 年間実質延長するものでございます。

理由は、本市の子育て支援策が基本的に中学生までとなっていることに鑑み、制度的に整合性をとろうとするものでございます。

続きまして、2、区分の追加をごらんください。

裁量階層に「新婚世帯」を追加しようとするものであります。

ここで言う新婚世帯の規定は、結婚予定または結婚日より 2 年以内に入居しようとする世帯で、当事者双方の年齢が 4 0 歳未満の場合としたいと思っております。

この規定を追加する理由といたしましては、女性の社会進出が進み、結婚により仕事をやめるのではなく、出産するまで仕事を続ける、または出産後も引き続き仕事を続けるケースがふえてきておりますので、これに対応しようとするものでございます。

現状では、共働きの世帯の場合、市営住宅に入居できる収入月額を超過してしまいますので、応募すらできない状況にあるため、このような世帯を裁量階層世帯に追加することで、市営住宅に応募し、入居できるようにしたいと考えるものでございます。

なお、新婚世帯の当事者規定を 4 0 歳未満といたしましたのは、現在、初婚年齢が年々上昇してきており、男性の場合には既に 3 0 . 5 歳となっていることを考慮し、4 0 歳未満としたものでございます。

裁量階層の収入基準につきましては、1 1 ページをごらんください。

(2) 裁量階層収入基準の拡大をごらんください。

現在の裁量階層の収入基準である収入月額は

2 1 万 4 , 0 0 0 円、収入分位第 6 分位でございます。これを収入月額 2 5 万 9 , 0 0 0 円、第 7 分位に拡大しようとするものであります。

この変更も、共働き世帯が市営住宅に入居しやすいように改正しようとするもので、次世代子育て世帯に配慮したものでございます。

収入基準改正のイメージにつきましては、1 2 ページをごらんください。

旧基準では、6 分位までしか入居できないものを 7 分位まで拡大しようというものでございます。

1 3 ページ中段をごらんください。

もう一つの改正点は、単身世帯の入居について、特に要望の高い氈地域に特例を設けようとするものでございます。

旧川内市以外の 4 町 4 村につきましては、過疎法の適用を受けておりましたので、入居者の年齢にかかわらず、単身世帯の市営住宅入居は可能でした。

しかし、市営住宅条例では、入居者資格等を定めた第 6 条第 4 項において、単身者が入居できる市営住宅の規格を、居室数 3 以下の住宅に制限しております。

しかし、全市的に見て、単身者が入居できる居室数 3 以下の住宅が不足している現状でございます。

特に、氈地域におきましては、島内に民間の借家が少なく、壮年世代の市営住宅への単身入居の希望が多いことから、該当する規模の住宅が少なく、入居が難しい状況でございました。

そのため、今回、氈地域に限定して、単身入居の規模規定を緩和したいと考えるもので、居室数 4 以上の住宅にあきがあった場合に限り、単身者でも入居できるように規定を変更しようとするものでございます。

なお、氈地域以外につきましては、車での移動等が比較的簡単であることもありますので、今回の改正の対象とはしておりません。

以上で説明を終わります。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（福田俊一郎）ただいま当局の説明がありましたが、これより質疑に入ります。

御質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福田俊一郎）質疑はないと認めます。

次に、委員外議員の質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福田俊一郎）質疑はないと認めます。

これより、討論・採決を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福田俊一郎）討論はないと認めます。

これより、採決を行います。

本案を原案のとおり可決すべきものと認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福田俊一郎）御異議ないと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

---

△議案第56号 薩摩川内市一般住宅条例の一部を改正する条例の制定について

○委員長（福田俊一郎）次に、議案第56号薩摩川内市一般住宅条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

当局の補足説明を求めます。

○建築住宅課長（今井裕介）済みません。最初に、先ほど図面を配付させていただきました。図面があったほうが説明がわかりやすいということで配付させていただきましたんですが、事前の準備をしていなくて、手違いをおわび申し上げます。

それでは、議案第56号薩摩川内市一般住宅条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

議案つづりの56-2ページをお開きください。

内容は、祁答院支所管内の上手一般住宅2棟2戸について、所要の規定の整備を図ろうとするものでございます。

今までの経緯について御説明申し上げます。

昨年4月25日付で、上手地区コミュニティ協議会、薩摩川内市立上手小学校長、同小学校PTA会長の3名の連名で、住宅整備の要望が出されたところでございました。

この要望を受けまして、地元と協議しましたところ、祁答院町上手字宮脇539-2の土地の紹介をいただいたところでございます。

土地所有者の了解もいただきまして、8月7日に、市内56社の建築会社に、事業者公募案内を送付いたしました。応募につきましては、1社ございました。

提出されました事業計画書をもとに、10月

11日に薩摩川内市借上型地域振興住宅等審査委員会で、事業者として市内里町の水建システム有限会社を選定したところでございます。

11月2日に着工し、来週には竣工する予定でございます。

先ほど配付いたしましたA3判の図面をごらんください。

建設場所は、上手小学校の東隣、上手簡易郵便局の道路向かいになります。小学校まで、まさしく徒歩1分と、非常に便利のいい場所でございます。

建物は、A・B両方とも同じもの2棟で、木造平家建て、床面積は62.93平米の2LDKの住宅でございます。

部屋は、12畳相当のフローリング張りのLDKと6畳の和室と同じく6畳の洋間の3室でございます。

駐車場は、各戸2台確保しております。

入居者の家賃は、今までの地域振興住宅と同様、月額3万円の予定でございます。

なお、この一般住宅の規定の整備を受け、一般住宅の管理戸数は、82団地、160棟、238戸となります。

以上で説明を終わります。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（福田俊一郎）ただいま当局の説明がありましたが、これより質疑に入ります。

御質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福田俊一郎）質疑はないと認めます。

委員外議員の質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福田俊一郎）質疑はないと認めます。

これより、討論・採決を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福田俊一郎）討論はないと認めます。

これより、採決を行います。

本案を原案のとおり可決すべきものと認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福田俊一郎）御異議ないと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

---

△建設部長の概要説明

○委員長（福田俊一郎）次に、当初予算の審査に入ります。

まず、建設部長に概要説明を求めます。

○建設部長（石澤一美）それでは、建築住宅課分の平成25年度予算概要について御説明申し上げます。

平成25年度につきましては、引き続き市営住宅の適正管理に努めてまいりますとともに、新規事業としまして、川内地区・入来地区の雇用促進住宅の取得を行い、用途廃止指定住宅に居住されている居住者の居住環境の改善を図っていくこととしていただいております。

また、市民の安全・安心な住まいづくりと居住環境の維持向上を図るため、平成24年度に引き続き、既存住宅改修環境整備事業にも取り組んでまいります。

それから、木造住宅の耐震診断・改修とともに、がけ地近接等危険住宅の移転促進につきましても、市民生活の安全・安心の確保という点から取り組んでまいることとしていただいております。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

---

△議案第59号 平成25年度薩摩川内市一般会計予算

○委員長（福田俊一郎）それでは、審査を一時中止してありました議案第59号平成25年度薩摩川内市一般会計予算を議題といたします。

当局の補足説明を求めます。

○建築住宅課長（今井裕介）それでは、当初予算に関する説明を、歳出予算からいたします。

薩摩川内市各会計予算調書（歳出）の201ページ上段をござんください。

事項、建築指導費は4,863万円で、県からの権限移譲を受けた建築確認、検査・指導業務及び既存住宅改修環境整備の補助事業と、今回新たに実施する指定道路データベース作成業務に係る経費でございます。

委託料につきましては、指定道路データベース作成業務が主な経費となります。

負担金は、全国建築審査会協議会負担金、日本建築行政会議負担金、日本建築行政全国会議負担金、建築基準法関係講習会等ほかの参加負担金でございます。

補助金は、木造住宅耐震診断補助金20戸分の120万円、木造住宅耐震改修工事補助金3戸分の90万円、既存住宅改修環境整備補助金4,000万円です。

木造住宅耐震診断補助金と木造住宅耐震改修工事補助金は、昭和56年5月31日以前に着工された民間木造住宅の耐震診断費及び耐震改修工事費の一部を補助するものでございます。

既存住宅改修環境整備補助金は、昨年に引き続き今回で2年目となります。

市民の安心・安全な住まいづくりの促進や耐震改修工事の促進、居住環境の維持向上を行うために、市内の業者を利用して、自己の居住する住宅の改修を行うというのに対し費用の一部を補助するというもので、目的や制度は前回と同様でございます。

補助率20%、上限は20万円と、この部分も昨年と同じでございます。

制度の基本的な部分は同じですが、一部変更する部分もございます。

次に、予算調書201ページ、下の欄をござんください。

事項、住宅管理費は、3億7,503万1,000円で、市営住宅の維持管理及び補修に係る経費でございます。

経費の主な内容は、市営住宅管理人92名の報酬と行政事務嘱託員1名、一般職員17名の職員給与費、市営住宅の維持修繕料や川内地区の市営住宅管理代行委託費、陽成・山田一般住宅ほか14戸分と横馬場市営住宅等の借上型住宅の賃借料、市営住宅の改修工事費が主なものであります。

予定しております市営住宅の主な改修工事は、樋脇・諏訪越第2住宅の浄化槽改修工事や本庁高江住宅集会所屋根ふきかえ工事、共用階段手すり設置工事などのほか、今回は購入する予定の雇用促進住宅の内部改修工事費でございます。

公有財産購入費1,655万7,000円は、雇用促進住宅の川内宿舎及び入来宿舎の2宿舎を10年間の分割で購入するために、初年度分として措置するものでございます。

負担金は、県建築住宅行政連絡協議会等負担金、市営住宅排水設備負担金等でございます。

補償、補填及び賠償金は、用途廃止住宅の入居者移転補償金46万2,000円でございます。

次に、予算調書202ページ、上の欄をござん

ください。

事項、公営住宅ストック総合改善事業費は、442万8,000円で、既存の市営住宅の長寿命化を図るため、設備の改善等を行うための経費でございます。

経費の主な内容のうち、委託料につきましては、本庁上ノ原住宅水洗化及び浄化槽改修工事設計業務委託、入来八風住宅共用部分改善工事設計業務委託、里城山住宅共用部分改善工事設計業務委託の経費でございます。

負担金は、技術講習会負担金等が3万1,000円でございます。

公営住宅ストック総合改善事業の工事請負費につきましては、当初、25年度で計画していたものを、さきの3月補正予算で措置したため、今回は計上してございません。

次に、予算調書202ページの下欄をご覧ください。

事項、危険住宅移転促進費は、1,042万1,000円です。

内容は、がけ地に近接する危険住宅の移転費用の一部を補助するための経費でございます。

建物除却費補助が4件分の312万円、建物建設費補助が2件分の486万円、土地取得費補助が2件分の145万8,000円、敷地造成補助が2件分の97万2,000円でございます。

以上で、歳出予算の説明を終わります。

続きまして、歳入予算について御説明申し上げます。

歳入の予算調書52ページをお開きください。

14款使用料及び手数料、1項使用料、6目土木使用料、節の住宅使用料の予算額は、4億4,659万3,000円でございます。

その内訳は、住宅使用料の現年度分及び過年度分、本庁以下の市営住宅の駐車場使用料及び行政財産使用料、借上型地域振興住宅使用料、中心市街地借上型市営住宅使用料などでございます。

次に、同じく14款使用料及び手数料、2項手数料、6目土木手数料、節の土木手数料の予算額は、736万8,000円で、建築確認関係の手数料、住宅使用料や住宅資金貸付金の督促手数料が主なものでございます。

次に、同じく15款国庫支出金、2項国庫補助金、6目土木費補助金、節の住宅費補助金の予算額は、1,562万7,000円です。

内訳は、52ページから53ページにかけてでございますが、公的賃貸住宅家賃対策調整補助金、危険住宅移転促進事業補助金、耐震改修促進事業補助金が主なものでございます。

53ページ、16款県支出金、2項県補助金、6目土木費補助金、節の住宅費補助金の予算額は、300万7,000円で、新築資金等貸付助成事業補助金と危険住宅移転促進事業補助金でございます。

同じく、16款県支出金、3項県委託金、6目土木費委託金、節の住宅費委託金の予算額は、25万2,000円で、建築物等実態調査委託金、建築確認申請事務委託金、権限委譲事務委託金でございます。

次に、21款諸収入、3項貸付金元利収入、1目貸付金元利収入、節の住宅資金貸付金元利収入の予算額は、1,780万9,000円で、住宅資金貸付金元利収入の現年度分と過年度分でございます。

次に、同じく21款諸収入、5項雑入、4目雑入、節の雑入の予算額は、1,799万6,000円で、市営住宅退去時畳等補修費実費徴収金の現年度分と過年度分が主なものでございます。

以上で、歳入予算の説明を終わります。

次に、債務負担行為について御説明申し上げます。

予算に関する説明書の9ページをお開きください。

上から4番目の欄、借上型地域振興住宅事業は、期間は、平成26年度から平成41年度までで、限度額は4,950万円でございます。

この事業は、平成23年3月に策定いたしました薩摩川内市公営住宅等長寿命化計画に従いまして、市内12の地区で地域振興住宅を計32戸整備しようとするものでございます。

25年度につきましても、昨年と同様、要望の高かった地区や新たに要望を出された地区を中心にヒアリングを実施し、地元で建設予定地や入居者、できれば事業者のおおよそのめどが整った地域から順次建設していく予定のものでございます。

25年度につきましては、2地区各4戸の建設を予定しているところでございます。

なお、1戸当りの借り上げ家賃の上限は、月額6万5,000円としまして、事業者が民地を借

地して建設した場合の借地料は、年間9万円を上限として支出するようにしているところでございます。

その下の欄、雇用促進住宅購入整備事業は、期間は、平成26年度から平成34年度までで、7,086万6,000円です。

これは、現在、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構が保有する雇用促進住宅の川内宿舍と入来宿舍を10年間の分割で購入するために設定するものであります。

以上で説明を終わります。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

**○委員長（福田俊一郎）** お手元に委員会資料があるんですけども、これは説明は求めなくていいですか。

**○建築住宅課長（今井裕介）** それでは、先ほど途中に、予算のときに説明いたしました平成25年度の既存住宅改修環境整備事業につきまして、一部改正する点がございましたので、御説明申し上げます。

資料につきましては、委員会資料の14ページをごらんください。

14ページの最初に、主な改正点についてという欄がございます。そちらの部分から説明させていただきます。

まず、交付の決定方法でございますが、受け付け順から抽せん方式に変更したいと考えております。

これは、昨年、受け付け順ということで、深夜にもかかわらず多数の方が並ばれたことから、今回はそのような事態は防止したいということで、抽せん方式に変更するものでございます。

それから、募集の期間については、工事の完成期限ごとに2回に分けて募集したいと考えているところです。

第1回目の募集は、5月7日から、工期が10月31日までに終わられる方ということで募集したいと考えております。

第2回募集は、7月29日から、こちらのほうは工事が翌年の1月31日までに終わる方というふうにしております。

また、補助金額につきましては、当初申請のときより増額は認めないようにしたいと思います。減額になった場合には、今までどおり申請額の変更を行っていただくという形でございます。

これは、予算をできる限り有効に使用するために措置するものでございます。

また、昨年は、戸建て住宅のみを対象としておりましたが、今回から分譲マンションや共同住宅、長屋等につきましても、自分が所有し居住する専用部分については、対象としたいと考えているところでございます。

あわせて、現在は居住していなくても、自己所有の空き家を改修し、みずから入居する場合には、工事完了後に住所変更した住民票の提出を条件に対象としたいと考えております。

これらは、昨年の申請の際に照会の多かった事例や、市民の皆様方からの要望を検討し、制度を変更するものでございます。

今後のスケジュールにつきましては、14ページ下の段をごらんください。

各階の詳細な募集要領につきましては、15ページになります。

第1回募集の募集件数は150件、第2回募集件数は80件を予定しております。

耐震特別枠につきましては、5件を予定しているところでございます。

16ページをごらんください。

先ほど説明した以外の変更点につきまして、御説明申し上げます。

16ページ、4、補助対象工事等の④をごらんください。

昨年は対象外としておりましたテラス、ウッドデッキ、ぬれ縁についても、対象にしてほしいとの声が多かったので、今回、対象にしたいと思います。

次は、施工業者の拡大でございます。

17ページ（3）の④になります。④を追加したいと思います。

これは、特に市の指名業者となっている土木業者からの要望に応えるものでございます。

土木業者として指名願いを申請されている業者が建築関係の建築業許可も有している場合もありますが、今までの基準では、市の指名を受けていないということで、補助事業の施工業者にはなれませんでした。

そのため、今回から建築関係の建設業許可を有し、民間工事の施工実績もある業者については、この補助事業の該当者として認めようとするものでございます。

続きまして、17ページの一番下、6、補助金の額等の(2)の欄をごらんください。

耐震改修の特別枠につきましては、昨年は、木造住宅だけを対象としていたところでございますが、今回から非木造住宅につきましても対象となるように変更しようとするものでございます。

それから、続きまして、雇用促進住宅について御説明申し上げます。

雇用促進住宅につきましては、内部改修の費用につきまして予算措置をお願いしているところでございます。

住宅内部の改修工事につきましては、畳・ふすま等につきましては、高齢・障害・求職者雇用支援機構のほうで行います。地デジ改修工事も、そちらのほうが全戸、住宅用火災報知機につきましても、そちらのほうが全戸されるということでございます。

3、(2)市における改修工事というのが、市が行う工事になります。

工事につきましては、件数も多いことから、2カ年にわかって予算措置しようとするものでございます。

まず、初年度、25年度につきましては、3,470万円を予算措置しようとするものでございます。

イメージといたしましては、下の四角が載っている一番下の図面をごらんください。

まず、最初、25年度につきましては、川内宿舎の1号棟の1階部分と2階部分を、2号棟につきましては、1階部分だけを改修しようとするものでございます。

入来宿舎のほうにつきましても、同じく25年度につきましては、1階部分と2階部分、2号棟につきましては、1階部分を改修工事を行おうとするものでございます。

翌26年度につきましては、1号棟の3階部分と2号棟の2階・3階部分を行い、2カ年で1階から3階までの全ての階の改修を行おうとするものでございます。

市が行おうとする改修工事の中身につきましては、浴室・トイレ等につきまして、特に水回りです。こちらのほうが、既に建築してから相当期間たっておりますので、その部分について取りかえを行う形になります。

それから、階段室の手すり設置につきましては、

市のほうで行います。それから、住宅内の電気配線容量が非常に貧弱でございまして、クーラー等設置するとブレーカーが落ちるといことがございますので、電気容量の増設のための配線工事を行いたいと思います。

まず、25年度の工事につきましては、平成26年1月から3月に実施し、大体4月からの入居を予定しているところでございます。

26年度の工事につきましては、予算成立後5月から7月をめどに工事を完成し、8月から9月については、入居を開始できるようにしたいと考えているところでございます。

以上で、雇用促進住宅購入についての説明を終わります。

以上です。

○委員長(福田俊一郎) ただいま当局の説明がありました。これより質疑に入ります。

御質疑願います。

○委員(大田黒 博) 今の既存住宅の第2年目の点について説明をいただきましたけれども、初年度の、24年度は夜中まで申し込みがあったという、何件ぐらいあったのか、その数字と、少し経過をもう少し詳しく報告願えませんか。

○主幹(福島和朗) まず、私のほうから相対的な募集件数といいますか、交付決定の件数なんですけれども、最終的に383件ございました。

それと、当日なんですけれども、1番目の方が午前3時ごろから並ばれたということで、8時半で既に百二、三十名の方が並んでおられました。

昨年度につきましては、第1回目を3日間設定したんですけれども、初日に190名ぐらい申し込みをされております。数字につきましては、申しわけございません。数字はちょっと今、初日に190名ぐらいということで、2日目、3日目につきましては、1桁五、六名ずつという、そういう状況でございました。

それで、初日に午前3時ぐらいから並ばれて、整理券を配ったんですけれども、玄関のところで整理券を配って、申請受け付けのところに、文化ホールの2階でやったんですけれども、そこまでがちょっと距離もあって、それと高齢者の方が多かったものですから、事故も懸念しました。

そういうところから、今回は抽せん方式に変えたいということで提案をさせていただいております。よろしくお願いします。

○委員（大田黒 博）その３８３件の、全てクリアしたんですかね。

○主幹（福島和朗）全て審査を行いまして、合格した分が３８３件になっております。

以上です。

○委員（大田黒 博）全体の数がわかりますか。募集というか、審査をする前の全体の応募数。

○建築住宅課長（今井裕介）実際、今回、予算については、当初よりふやさないということをしましたのは、実際、申請があつてからいろいろ動くケースがございます。その中で、実際工事ができなかったというのが、昨日までで取り下げをされたのが５件でしたので、今出ました数字プラス５件が、実際の応募があつた件数だったということでございます。

応募があつた人の中から５件につきましては、工事をしないと。それで、大体１００万円ぐらいの、１件２０万円としたときに、１００万円ぐらいの不用額が出てしまうんです。

ただ、今の段階で不用額が出て、それを活用することがなかったのも、先ほど制度改正の中で２回に分けたというのと、それから当初申請額を増額変更させないというのは、できる限りいただいた予算でたくさんの人に工事をしてもらいたいということで、勝手に後から動かされると、年度末になってから使えずに、もう不用額として処理しなければならないということがあつたために制度改正したということで、あわせてちょっと答弁させていただきました。

以上です。

○主幹（福島和朗）済みません、補足させてください。

先ほどの数字で、初日に１９２名来ておられます。それで、今、委員の御質問の１９２名のうち、初日の分で１７名の辞退の方がおられます。それで、結果的に１８５名になっているんですけども、そのほかに、今、課長が申しました、途中、最終的に工事ができなくなったとか、そういう形で辞退される方もおられました。

以上です。

○委員（大田黒 博）確認したかったのは、こうして昨年、すごい反響をしながら、やはり夏から以降になって、この評価といいますか、そういうものがなされるときに、少しもし応募した中に網の張りが余りにも厳しいからよというものがある

りまして、そういうものがこういう数字になってきているのかなと。

ただ、そういう少し幅広い中に改修する方がおれば、その方々をクリアしようというものの中の皆さん評価は持っておられたわけですよね。

そこの中にそれだけの規制がかかれば、そういう態度・言葉になって返ってくるのかなと。これは、もう１回目にして、しょうがないのかなと思いつながら、ここにさらに改良を加えた応募で２年目といいますか、２回目の募集をかけるわけですよね。

だから、そこに抽せんによってされる中に、市民の反響はどうなんだろうかと思うときに、第１回目のそういうものを踏まえて、市民がどういう感覚でこれを待ち望んでいたかを踏まえて、そういう次の正攻法がなきゃいけないだろうと思って、２年目を注目したいなと思っております。

ただ、１回目に来られて、３時から、早く行かないと先着順だぞという、どういうふうに皆さん捉えているか。今回、抽せんになって、幅が少し、皆さんの要望に応じた幅になってくると、それなりの人気は返ってくるのかもしれませんが、いい、こういう企画立案的なものが少し期待を裏切ったなというものにならないように、２回目、２５年度、しっかりやっていただきたいというのがありますので、よろしくお願いします。

それと、抽せんになれば、やっぱり応募の場所は本庁でなければいけないのか、支所でも可能な面があるのか、その辺も含めて、少し猶予はありませんか。

○建築住宅課長（今井裕介）一応、応募の場所につきましてから御説明申し上げます。

応募の場所につきましては、一応、本庁と、そしてから甕島４支所という形になっております。

要するに、甕島の方はこちらに出てこられるのは大変だということで、支所のほうにお願いしているところでございます。

それから、本庁分につきましては、移動につきまして車が利用できること、それから必ずしも本人でなくても、建設会社の方でもいいということ。

これは、最初は、初日のときに、初回のときには、本人１人が１件申請という形にしておりましたので、建設会社の方なんかも、会社の職員の方を総動員されたような事例もございました。

ですけれども、今回は日にちを、９日間とか

10日間とかとりますので、ですから逆に言いますと、御本人さんでなくても、今までは順番でしたので、御本人さんが持ってきて申請しなければならなかったんですけれども、今度は建設会社の方がその都度、その都度、持ってこられるようにできますので、ある意味、支所において受け付けをすると、支所の方、いろんな業務を複数持っていらっしゃるしますので、その間、動きができないとか、そういうことを考えまして、本土部分につきましては、一応、本庁受け付けとさせていただいたという形でございます。

以上でよろしいですか。

**○委員長（福田俊一郎）** ほかにございますか。

**○委員（上野一誠）** 本会議でも質問しましたが、雇用促進住宅の件ですが、やっと一応購入を決められたということで、川内と入来宿舎ということになります。

一応、整備のスケジュールもここに書いてあるんですが、一応、川内・入来含めて、26年度までは両方とも3階までは整備をするということで理解ができるんですが、4階・5階の整備計画はここには示していないんだけど、入居状況を見てとなるのか、あるいは当初からこういう計画をしていくのがあるのか、それはどうですか。

**○建設部長（石澤一美）** 上野委員が一般質問されたときに、私、最後にちょっとお答えしたんですけれども、25、26で入居をさせますので、その状況を見て、その後に対応をやっていきたいというふうに考えているところでございます。

**○委員（上野一誠）** せっかく5階までありますので、できたらそういうふうに整備ができるように、入居者の希望があればいいなと逆に思っているんですが、それで一応、これの購入目的は、一応、市営住宅の老朽化に伴いというのが一つあって、川内もいろいろ老朽化した住宅がある、あるいはこの入来地区にもあるんですが、やはりこういう方々が入居しやすい環境を整えるべきだと思うんですね。

聞き取りでも、所得制限のない一般住宅というふうにしたいという答弁もあったんですけれども、結果的には、今、古い住宅は、川内のも見て回ったことがあるんですが、結果的に、安否とか、いろんな性格から言えば、危険な、余り好ましい状況にない住宅もありますので、できたらそういう方々がやっぱりこういうところへ移ってもらって

いったほうがいいような気がするんです。そういう方への入居の勧めというか、そういうのはどういうふうにお考えですか。

**○主幹（福島和朗）** まさしく、今回、この住宅をしますのは、高齢世帯をできるだけ動かしたいなということで考えているところでございます。

そして、今回につきましては、改装する部分は、全て1階部分は全部改装しますので、ですから私どもとしましては、今、いらっしゃる立石住宅とか、中須・小路住宅、それから池頭住宅とか、非常に高齢世帯の方がいらっしゃいますので、その方々に、今回、移動希望されれば、確実に1階部分を優先的に入居できますという形で御案内して、そちらのほうへの移動を促進したいというふうに考えているところでございます。

また、それにつきましては、家賃等につきましても、傾斜家賃制度というもので説明をいたしたいと思います。

2DKの場合には、大体1年ごとに1,800円程度の上昇で、最終的には約1万5,000円になっちゃうんですけれども、6年かけてそこまで追いつくような形ですというような説明も懇切丁寧に行って、できる限り今回購入しましたときには、移動していただけるようお願いする所存です。

以上です。

**○委員（上野一誠）** それで、今、樋脇、あるいは八風宿舎ですね、これは今回購入に入らないんですが、この取扱いはどんなふうになりますか。

**○建設部長（石澤一美）** 入来の八風宿舎と樋脇の雇用促進住宅については、市としては購入は考えておりません。

したがって、機構のほうで、あと民間の方で取得したいという方がいれば、それを対象に公募をかけられるというふうに考えております。

もし、それで公募がないということであれば、あとはもう取り壊しということになるのかなというふうに考えています。

ただ、我々自治体に対してはかなり優遇された安いお金での処分ということになるんですけれども、民間の業者の方を対象ということになりますと、これがかなり金額的に上がるというふうにお聞きしておりますので、そういったことで処分されるんじゃないかなというふうに考えています。

**○委員（上野一誠）** 土地は、支援機構のもので

すかね。自衛隊のものじゃなかったですかね、土地そのものは。

**○建設部長（石澤一美）** 八風宿舎については、機構の所有だというふうに考えております。

樋脇については、区分して、市の部分も少しあったと思います。

ただ、今、これはもう分離できるということでしたので、それについては、またお返しいただくなり、何か措置をとることになるというふうに考えています。

**○委員（上野一誠）** 今、樋脇は入っていらっしやらないと思うんですが、八風宿舎はまだ入っているんじゃないですかね、どうですか。

26年の最終が6月30日ですか、一応、もう出ていってくださいよという期限が、最初はもちろんちょっと早かったんですけども、期限で延ばして、26年のたしか6月30日だったと思っているんですが、それからすると、やっぱり出ていく方については、余り感情が入っちゃいかんので、いわば支援機構がもうお金を積んでみんな出てもらった背景がありますよね、これは。うちの娘たちも入っていて、結果的にはこっちへ家をつくるようになったんですが、だからそういう形で新たにこっちを整備したら、やっぱりそこあたりのいらっしやる方への配慮というか、そういうのもやっぱり少し行政のほうでかわっていかないといけないかもしれませんね。

**○建築住宅課長（今井裕介）** これは、川内宿舎も同様なんですけれども、まだ住んでいらっしやる方もいらっしやいます。

それで、こういう入来の場合には八風にもお住まいの方がいらっしやると。これにつきましては、当然、新しく整備することになります川内宿舎と、それから入来宿舎のほう、そちらのほうに入居をあっせんしたいと考えております。

以上です。

**○委員（上野一誠）** 勝目にしても、本当はかなり入っていらっしやいましたですね。

今度、また新たに整備がされましたので、ぜひひとつ入来宿舎を含めて、十分整備も進めていただいて、人口増というか、定住につながるように努力をしていただきたいというふうに思います。

それで、やっぱりできるだけせっかくの整備ですので、富士通もなくなって、本当に寂しい思いをしているんですけれども、辛うじてこういう明

るい話題の一つかなと思っているんです。

そういう意味では、この購入が生きるように、せっかく買ったのに、それがもう入らないということにならんように、また十分入居的なことは努力をお願いしたいと、これは意見・要望としてお願いしておきます。

**○委員長（福田俊一郎）** 意見・要望です。

**○委員（小田原勇次郎）** 今の上野委員の要望に関連して、今の雇用促進住宅の購入後の利活用策の中で、基本的な考え方は、部長がおっしゃいましたように、25年、26年の整備をして、利活用状況を見ながら、4階・5階部分については検討していきたいということで、了承はいたしました。

民間のちまたの中で、いわゆる若者の新規就労者、若者が早く勤めたときの安い月給の中で、民間のアパートはなかなか高くて入りきらんというお声があられます。

この住宅の場合は、過疎法の適用で単身者も入れるというエリアになりますので、3階までは高齢者に配慮したという利活用策で納得できます。

4階・5階部分の高い部分については、今後は若い単身者が、まだ勤め人で安いと、給料が。そういう方々も定着できるようなまちづくりの一環として、若い人たちも入居できるような方向性の御検討をあわせてお願いできればというふうに要望しておきます。

**○建築住宅課長（今井裕介）** まさしく、先ほど甌島におきまして、単身入居のお話をしました。

それで、要するに、今、規模規定というものがありまして、3部屋以下ということになるので、もうこれはどういう住宅かと言いますと、早く言えば集合住宅であつたり、宮崎南住宅の、あの長屋建ての簡平と呼ばれる住宅しかほとんど該当するものがないんです。

東郷には、フレグランス紅梅という単身用のがありますけれども、それ以外、ほとんどもう昔の古い住宅で、ある意味、そここのところに単身者が入れないということになって、逆に言いますと、本土自体においても単身者用の規模の住宅が不足している状況でございます。

ですから、まさしく今、御意見をいただきましたとおり、今回は甌島だけの規模規制を外しましたが、今後、購入いたしましたときには、また後で雇用促進事業の購入分について規模規制

を外すなりの方策をとって、あいている4階・5階については、単身者向けというような活用ができないか、これから研究させていただきたいと思います。

以上です。

○委員（小田原勇次郎） 済みません、先ほど私、発言の中で、一部、自分の発言に漏れがありましたので、あくまでも民業を圧迫しないという配慮のもとということで、発言に追加をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

○委員（持原秀行） 住宅の部分については、よく相談を受けるんですね、市営住宅の関係とかですね。やっぱり抽せんで何回も漏れて、もう10回落ちたとか、いろいろ聞くんですよ。

だから、やっぱりそういう、今、小田原委員も言われたとおり、本当に就職されたり、結婚されたりして、民間はちょっと家賃が高いとか、やっぱりそういう生活をしておられる方もおられますので、早期の整備を図っていただきたいなということですね。

それと、この危険住宅促進事業補助金の中で、24年度実績はいかがなもんだったのか、ちょっと教えてください。

○主幹（福島和朗） 24年度の実績を申し上げます。

建設は1件です。それと、除却が2件ございました。計3件ございました。

○委員（持原秀行） 前とすれば大分少ないですね、申請件数が。

金利も下がってきているということで、金利分の補助ですので、やっぱりそれには融資を受けられる方の条件とかいろいろあるでしょうけれども、しかしながらまだ危険住宅があるということで、今回、新規のこの土地取得造成とか、建設2棟ほどしてありますけれども、これはある程度めどが立っているんでしょうか。

○主幹（福島和朗） 25年度分で、今の状況なんですけれども、除却の希望の方が2件おられます。それと、建設が1件、敷地造成が1件、今の段階で希望の方がおられます。

○委員（持原秀行） そういう希望もあっておられるということと、それから以前、私も言ったと思うんですが、やはりまだがけ下危険住宅というのはあると思うんですよ。がけ下・がけ上ですね。

ですから、やっぱりそういうところは、どうか、今、よそにおられる方が帰ってこられるというのも条件としてできるようになったわけですので、やっぱりそういうところを啓発して、広報していただきたいということをお願いしておきます。

○委員長（福田俊一郎） 質疑は尽きたと認めます。

委員外議員の質疑はありませんか。

○議員（下園政喜） がけ下移転のことでお伺いしますが、今、持原委員が言いましたとおり、危険住宅がもっともといっぱいあるんですけども、これ、居住してなければ適用しない法律だと思うんですけども、田舎に行きますと、いっぱいシロアリが入ったような建物が建っておりまして、もう既に倒れそうですが、お金がないから壊さないと。自分の建物だから、壊す、壊さんではしょうけれども、そのために台風が来て、非常に迷惑がかかるんじゃないかなということを懸念するんですが、住んでいない人たちの危険住宅の補助事業なんていうのは考えていらっしゃいませんか。

○建築住宅課長（今井裕介） がけ地では無理だそうです。結局、がけの場合には、その補助事業では使えないということでございます。

○議員（下園政喜） 実際、がけなんですよ。田舎の建物は、ほとんどがけです。

建設部長、ほかに持ってくる予算なんていうのは考えていらっしゃいませんか。

○建設部長（石澤一美） この問題については、これは国の補助金が入っておりますので、そういった規定というのが明確になっておりますので、この補助を使って対応するというのは、まず無理です。該当しません。

今ほど言われた下園議員の話は、あっちこっちある空き家住宅の危険住宅があるんですね。それが大分古びてきて危険な状態になったときの対応をどうするのかという問題なんかがありまして、これについては、ちょっと研究というか、何か市の条例みたいなやつでそれができないのかというのをちょっと研究させていただいておりますので、そこでどこまで対応できるのかというのをちょっと勉強させていただきたいと思います。

ただ、補助を市が出すのが果たしていいのかどうかという、周りとの平等とか公平性というのを考えたときに、それがいいのかということなんか

の議論もちょっとありますので、そこはいろんな面から検討させていただきたいというふうに思います。

ただ、補助を適用できるかというのは別にして、何とか条例が制定できないかというのは研究させていただきたいというふうに思います。

**○建築住宅課長（今井裕介）** まさしく、これにつきましては、空き家の管理条例というものが絡んでくるのかなと思います。

管理条例におきまして、どこのところも所有者が誰だということを公表することによって、解体を促進させようということを管理条例で行うわけでございます。

ただ、これにつきまして一つ問題がありますのは、実際、そういう空き家の所有者が地元に行ったらやっぱりまだ効果があるんですけども、よそに住んでいたらなかった場合には、ほとんど表示しただけでは、よほどのことがない限り、効果がないという問題がございます。

ですから、それと合わせると、あめとむちじゃないんですけども、あめの部分、要するに補助金等についての準備が必要になってくるのかなということでございます。

行政代執行とかいろいろ手段はあるみたいですけども、現実的には、どこまでの建物になったら公衆に危険を及ぼすものなのかとかということで、行政代執行の規定を盛り込んだところでも、なかなか現実的には執行できないという問題がございますので、その解決にいたしましては、できる限り条例制定だけではなくて、補助金の部分もあわせて整備することで将来的に解決していく方向を目指したいと考えます。

以上です。

**○委員長（福田俊一郎）** 質疑は尽きたと認めます。

---

#### △所管事務調査

**○委員長（福田俊一郎）** 次に、所管事務調査に入ります。

当局からの報告はありませんか。

**○建築住宅課長（今井裕介）** 所管事務調査、建築住宅課といたしましては、市営住宅の指定管理者について、評価委員会ですべての管理状況の評価いたしましたので、その結果を御報告したいと思います。

資料は、委員会資料20ページでございます。

本市の場合、指定管理者制度の運用指針によりまして、施設を指定管理で委託している場合には、指定管理期間満了1年前、通常は委託開始後4年目に、その4年間の管理状況の評価するように定められております。

そのため、去る2月22日に薩摩川内市営住宅の指定管理者評価を実施したところでございます。

評価の対象となります指定管理者は、平野商事株式会社でございます。

旧川内市分の市営住宅や一般住宅など、38団地、1,294戸を管理していただいております。

指定期間は、平成21年4月1日から26年3月31日までの5年間でございます。

今回、評価の対象となりますのは、25年2月22日までの管理実績でございます。

評価委員は、市営住宅の入居者代表2名、それから市営住宅が所在する地区コミュニティ協議会会長1名、専門家といたしまして、社団法人鹿児島県建築士会から1名、庁内から建設部長、財産活用推進課長、建設政策課長代理の7名で評価していただいたところでございます。

採点の結果は、得点率が73.71%、100点満点の73.71点ということになりまして、おおむねすぐれているとの評価をいただいたところでございます。

評価の際に出されました意見は、4、評価の総括としてまとめてございます。

電話や窓口対応につきましては、「適切」と評価いただきました。

また、管理事務所を平成23年5月から庁外に設けたことによりまして、土日・祝祭日も営業ができるようになったこと、営業時間が市庁舎内に管理事務所があったときよりも大幅に延長された点が評価されております。

ただ、日常の修繕依頼や苦情などの各種情報の事務処理について、「検索項目ごとに集計ができるように、パソコン等の情報管理の研修の充実を望む」という意見も出されたところでございます。

以上で報告を終わります。

**○委員長（福田俊一郎）** ただいまの指定管理者の評価についても含めて、所管事務に関して質疑に入ります。

御質疑願います。

**○委員（大田黒 博）** 委員長に確認ですが、今

まで建築住宅で進めておりました空き家対策が、建築住宅課が一生懸命されて、空き家対策の状況等の戸数を把握されて、ずっと来られたわけですね。

ここで、25年度から、一応、企画のほうに空き家バンクという形で移行しましたので、ここの内容に少し入ってくるんですけども、本当はここなんですけれども、質問していいのかなと。

○委員長（福田俊一郎） ちょっと協議会に移します。

~~~~~

午後2時12分休憩

~~~~~

午後2時13分開議

~~~~~

○委員長（福田俊一郎） 本会議に戻します。

○委員（大田黒 博） 一応、課長以下、皆さん方が空き家対策を集約して、児童減対策を含めて、空き家を何とか活用してほしいというものがずっと来たわけですね。

そこで、課長が一番御存じなんでしょうけれども、もうどうしても、今おられる居住者が、持ち主が町内にいない、市内にいないというところで、よそのところの交渉が大変だということで行き詰まる点があったり、帰ってくればやっぱり水回りがかかるということで、200万円から設定されようとしたものが200万円を超えると。その中で、いろいろ苦慮されたものがありました。

その中で、建築住宅課では、少し手狭であるし、幅が広がってきたし、次の戦法を踏みたいとなると、宅建協会の方々を利用してしたほうがいいという、こういう判断になったんだろうと思っておりますけれども、国が空き家対策の政策を打ち出しましたけれども、全国にそういうものがもうたくさんあるのかなと思っておりまして、やはり我々も一昨年から少し空き家対策について各方面の、そういうものを視察をしながら勉強会を重ねながら来たんですけども、なかなか地域、地域によってケース・バイ・ケースがありながら、大変だなと思いつつながら、やはり宅建協会を取り込んでやっておられるところがありました。確かに。

その中でも、市の方々がしっかりケースワーカーとして入っておられるところが、山陰地方もありましたし、その辺がこの中では少し見え隠れ、見えないなというところがあるものですから、皆

さん方が、課長以下、建築住宅課の方々が企画政策課に移行する、空き家バンクに移行するときに、少しそういうものがなかったものか、教えていただけませんか。

○建築住宅課長（今井裕介） 確かに、空き家の問題、特にこれを利活用する問題というのは、非常に難しいところがありました。

まず一つは、地元でないとなかなか情報が取れないということでございます。

結局、本庁では、情報がなかなか取りづらいうところがございます、あくまでもやっぱり地元に密着したところということで、あるいは当然、支所の方のほうが私たちよりも情報がわかりやすいということで、今後、支所の方にもこういう部分については協力していただくようにということで、特に祁答院の場合には、昨年から地元地域振興住宅の建設に際しましても、支所のほうからも出てきていただいて、情報共有をしているところでございます。

企画との引き継ぎにつきまして、どういうことをしたかということでございますけれども、その部分につきましては、私どものほうで図面の提供をいたしました。程度のいいものということで、約90ぐらいだったと思いますけれども、平面図と、所有者、それから写真等を撮っておりましたので、それらの情報を全部提供したところでございます。

ただ、この中でも、全員が空き家バンクとして登録していいよということはなかなかおっしゃらなかった。意外と率は低かったように聞いております。20ぐらいじゃなかったかなということで、調査までは認めるんですけども、それを貸しますよというような形での広報はしてくれるという方が多かったように聞いております。

私どもとしましては、できる限り今後も情報提供を企画のほうには続けていきたいと考えているところです。

以上です。

○委員（大田黒 博） 部長が先ほど、企画のほうにつなぎをするという部長は言っていただきましたけれども、この空き家バンクの事業についての企画の宅建協会との図面を見たときに、こういうことが書いてあるんですね。

登録物件の契約については、宅建業法に規定する媒介業務のノウハウを持っていないため、市は

一切関与せず、協定を結ぶ宅建協会、取引協会が媒介するとなっているんですね。

その次の中には、今度は、期待される効果として、市がしっかりこの宅建協会と協定していますので安心ですよと、その安心の中に入っているんですね。

これをお客さんが見たときに、ユーザーが見たときに矛盾するのは当たり前のことであって、そのあたりの一つのつながりが、薩摩川内市の今までやっていた市の方々が、建築住宅課なんでしょうけれども、その方々が、課長以下一生懸命された中に、少し手を離れますよということになってしまいますので、宅建協会の方々の中に少し市のケースワーカーからやっぱり入るような形のものを持っていかないと進んでいかないと思いますので、写真を提供して、その方々が民間に移っておられるというような判断をされれば、もうそれで少し離れていくような気がするんですね。

まして、地方になりますと、そういうのに市が入っておれば大丈夫だな、安心だなというものもあるわけでして、少し矛盾しているような、この書き方だと、少し住民の方々が惑われるなど。

ましてや、地元の住宅を提供してもらえ、改築して提供するのであれば、地元のためになるよねというのが一つの基本のある中の人たちには、その映りが悪い、映らないなと思っておりまして、このやり方は、少し逃げの形を皆さん感じておられるんじゃないかなと思っておりまして、少し入り込んだ、市が入り込んだケースワーカーがしっかり入っているんですよというような中でものにぜひ持っていてほしい、おつなぎをしてほしい、部長にもそういうつながりを企画のほうにお願いしてほしいというのをお願いしておきますので。意見です。

○委員長（福田俊一郎）御意見であります。

企画政策課のほうへつないでいただきますようお願いをいたします。

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福田俊一郎）質疑は尽きたと認めます。

委員外議員の質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福田俊一郎）質疑はないと認めます。

以上で、建築住宅課を終わります。

御苦労さまでした。

△用地課の審査

○委員長（福田俊一郎）用地課の審査に入ります。

△建設部長の概要説明

○委員長（福田俊一郎）まず、当初予算の審査に先立ち、建設部長に概要説明を求めます。

○建設部長（石澤一美）それでは、用地課の関係について御説明をさせていただきます。

平成25年度につきましては、地籍調査事業につきましては、祁答院地域の現地調査が終了しまして、入来地域の現地調査を残すだけとなっております。平成25年度現地調査終了に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

また、あわせまして未登記となっている市道等に係ります用地について、登記も進めてまいることになっているところでございます。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

△議案第59号 平成25年度薩摩川内市一般会計予算

○委員長（福田俊一郎）それでは、議案第59号一般会計予算について、当局の補足説明を求めます。

○用地課長（山之内辰郎）用地課でございます。よろしくお願いいたします。

まず、用地課の歳出について、経費の主な内容を予算調書で御説明いたします。

予算調書の203ページをお開き願います。

2款1項13目地籍調査費のうち、上段に示しております事項の地籍調査事務費9,556万7,000円は、地籍調査業務嘱託員3名の報酬、一般職員7人の給与のほか、一筆調査協力員の賃金、地籍調査業務委託費、支援システムリース料を計上するとともに、国土調査推進協議会の県負担金、川薩支部負担金を計上いたしております。

次に、下段の用地管理事務費7,067万7,000円は、登記事務に係る嘱託員14人の報酬、一般職員4人の給与のほか、公共嘱託登記業務委託費を計上いたしました。

用地管理事務においては、新たな用地取得の売買・補償契約、登記事務のほかに、過去に道路敷

地として取得した土地のうち登記が未処理のものの解消に努めているところでございます。

次に、委員会資料と予算概要に基づきまして、用地課の主な事務事業について説明いたします。

予算概要のまず111ページをお開き願います。

地籍調査事業の平成25年度現地調査につきましては、中段に記載してございますけれども、入来町副田の一部、0.61平方キロメートルを予定しておりまして、地籍調査の成果である一筆座標等を情報化して、境界復元等への活用を図る数値情報化を9,579筆分実施する予定でございます。

次に、委員会資料のほうの21ページからお開き願いたいのですが、ここで事業内容と地図等を示しております。

入来町副田の一部、21ページでございますが、0.61平方キロメートル、筆数でいきますと、1,090筆になります。

入来地区は、24年度までの進捗率が98.97%でございました。

25年度で現地調査を完了する予定であります。

それから、本庁のほうで数値情報化の予算を計上しております。

22ページのほうをお開きいただきますと、数値情報化の進捗状況を示しております。

25年度は、入来地区の3,536筆、祁答院地区の6,043筆を予定しておりまして、入来地区は27年度に完了予定、祁答院地区は25年度で完了予定でございます。

22ページの地図を見ていただきますと、地籍調査・現地調査の入来地区の地域を示しております。

それから、23ページの地図は、数値情報化の祁答院地区・入来地区の地図でございます。

次に、予算概要の111ページをお開き願います。

111ページの下段のほうでございますが、公共嘱託登記事業、これは過去に道路敷地として取得したものの分筆と所有権移転登記が未処理のままの土地につきまして、公共嘱託登記土地家屋調査士協会等に委託しまして、分筆測量、登記を行うものでございまして、25年度は50筆を処理予定しております。

未登記の解消につきましては、この委託案件のほかにも、分筆測量の必要がないものについて、

登記業務嘱託員とともに年次的に取り組んでおります。

課題もありまして、年数経過とともに相続人多数などの理由によりまして、登記承諾書の取得が困難な事例もふえている現状にはありますけれども、鋭意努力してまいります。

以上が、25年度歳出予算の概要でございます。

次に、歳入につきまして、予算調書54ページで御説明いたします。

総務手数料収入としまして、地籍成果品交付手数料58万5,000円を計上しております。

これは、地籍成果品として管理している一筆座標、多角点座標を、1件260円の手数料で発行するものでございます。

次に、県補助金の地籍調査費補助金1,713万9,000円を計上いたしました。

地籍調査の経費負担の補助制度は、補助対象経費のうち、国が2分の1、県が4分の1、市町村4分の1の負担割合でございまして、市町村負担金のうち8割が特別交付税措置されることになっておりますので、実質負担は5%ということに、有利な制度となっておりますけれども、一般財源で賄えます補助対象外経費、主に職員給与でございますけれども、これもかさみますので、早期の事業完了を図っていきたいというふうに考えております。

以上で、用地課に関する歳入歳出予算の概要説明を終わります。よろしく願いいたします。

○委員長（福田俊一郎）ただいま当局の説明がありましたが、これより質疑に入ります。

御質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福田俊一郎）質疑はないと認めます。

次に、委員外議員の質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福田俊一郎）質疑はないと認めます。

以上で、議案第59号平成25年度薩摩川内市一般会計予算のうち、本委員会付託分について質疑が全て終了いたしましたので、これより討論・採決を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福田俊一郎）討論はないと認めます。

これより、採決を行います。

本案を原案のとおり可決すべきものと認めるこ

とに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（福田俊一郎）御異議ないと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

△所管事務調査

○委員長（福田俊一郎）次に、所管事務調査に入ります。

当局から報告はありませんか。

○用地課長（山之内辰郎）特にありません。

○委員長（福田俊一郎）これより所管事務に関して質疑に入ります。御質疑願います。

○委員（大田黒 博）地籍が終わりまして、その地域が危険区域、あるいは保安林になっているところが、持ち主はそのままですね。その扱いにおいて、どのぐらいの、どういう規制がかかるのか、どこで確認できるんですか。

○用地課長（山之内辰郎）保安林の指定につきましては、林務水産課のほうだと思いますけれども。

○建設部長（石澤一美）地籍調査によって境界等が明確になってくるわけですが、この地籍が終わったからと言って、今まで例えば危険地に指定されたとか、危険溪流とか、そういうのに指定されたとか、あるいは保安林の指定を受けているものが変更されるということはありません。以前からのものを継承するという形ですので、それはそういう状況が続いていくということでございます。

○委員（大田黒 博）それはわかります。

だから、その保安林がありますよね。保安林があったところに、ここまではどの人の持ち主だと地籍が終わりましたよ。登録して、この２５年度でしっかり確定されるわけですね。

そうしたときに、その山の扱いをどのあたりまでできるか、ここなのか、その保安林のかかった、その事業をされたところなのか、それを確認するのはどこですか。

○建設部長（石澤一美）保安林の担当課は、林務水産課でございますので、それについては林務水産課の所管と。

○委員長（福田俊一郎）よろしいですか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（福田俊一郎）質疑は尽きたと認めま

す。委員外議員、よろしいですか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（福田俊一郎）質疑はないと認めます。

以上で、用地課を終わります。

ここで、協議会に切りかえます。

~~~~~

午後２時３２分休憩

~~~~~

午後２時３８分開議

~~~~~

○委員長（福田俊一郎）ここで、本会議に戻します。

---

△委員会報告書の取扱い

○委員長（福田俊一郎）以上で、日程の全てを終わりましたが、委員会報告書の取りまとめについては、委員長に御一任いただくことに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（福田俊一郎）御異議ありませんので、そのように取り扱いさせていただきます。

ここで、協議会に切りかえます。

~~~~~

午後２時３９分休憩

~~~~~

午後２時４３分開議

~~~~~

○委員長（福田俊一郎）ここで、本会議に戻します。

△閉会中の継続調査及び委員派遣

○委員長（福田俊一郎）閉会中の継続調査及び委員派遣の取り扱いに関して、お諮りします。

資料をお手元に配付いたします。

まず、現地視察については、今後、調整が必要なものもありますので、委員派遣の手続は、正副委員長に御一任いただきたいと思いますと考えております。

つきましては、お手元に配付のとおり、閉会中の継続調査を議長に申し出ることとし、行政視察などの委員派遣については、その手続を正副委員長に御一任いただくことで御異議ありませんか。

（資料は巻末に添付）

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（福田俊一郎）御異議ありませんので、そのように決定いたしました。

△閉 会

○委員長（福田俊一郎）以上で、建設水道委員会を閉会いたします。

大変御苦勞さまでした。

御協力ありがとうございました。

【巻末資料】

閉会中の継続調査について

閉会中の継続調査について

建設水道委員会	
(調査事項)	
1	道路整備について
2	公園整備について
3	河川・港湾整備について
4	住宅政策について
5	都市計画事業について
6	土地区画整理事業について
7	地籍調査事業について
8	上下水道事業について
9	温泉事業について
10	川内川改修等について
11	南九州西回り自動車道について
12	甑島縦貫道について

薩摩川内市議会委員会条例第30条第1項の規定により、ここに署名する。

薩摩川内市議会建設水道委員会
委員長 福田 俊一郎